

福島県循環型社会形成推進計画の改定について

環 境 共 生 課

福島県環境審議会 配布資料等一覧

- 福島県循環型社会形成推進計画の改定について
 - 1 計画の概要
 - 2 計画改定の背景及び趣旨
 - 3 現状と課題
 - 4 次期計画について
 - 5 計画改定までのスケジュール
- 別紙 数値目標の進捗状況

- 参考資料 1 「福島県循環型社会形成推進計画の改定について」諮問書写し

- 参考資料 2 条例の体系図

- 参考資料 3 計画の体系図

- 参考資料 4 「福島県循環型社会形成推進計画」(平成18年3月)
(条例を含む)

福島県循環型社会形成推進計画の改定について

平成22年7月13日
環 境 共 生 課

1 計画の概要

- 「福島県循環型社会形成に関する条例」に基づき、平成18年3月に策定。
- 環境の保全を最優先し、環境への影響を未然に防止するとの基本的な考え方の下、これまでの大量生産、大量消費及び大量廃棄型の経済社会システムを変革し、豊かな自然をはじめとする本県の特性を生かした循環型社会の形成を目指している。
- 目指すべき社会のビジョン
 - 「自然循環が保全された社会」
 - 「適正な資源循環が確保された社会」
 - 「心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会」
- 本県の循環型社会は、狭義の「資源循環」だけでなく、「自然循環」及び「生活・行動様式」を含んだ広範囲な循環を規定している。

2 計画改定の背景及び趣旨

- 現計画は平成22年度を目標年度とした5カ年計画であること。
- 福島県総合計画「いきいきふくしま創造プラン」及び本計画の上位計画である福島県環境基本計画が平成21年度に改定され、平成26年度を目標年度とした5カ年計画としてスタートしていること。
- 現計画策定後の取組成果を踏まえながら、社会経済情勢変化に対応した見直しを行うものであること。
- 関連計画等と整合性を図りながら、かつ相互に連携しながら、なお一層効果的かつ的確に施策を推進していくものであること。
- 地球温暖化問題や生物多様性の危機等、地球規模での環境問題が深刻化しており、持続可能で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくためには、自然共生社会と低炭素社会に向けた取組みとのより一層の連携が求められていること。

3 現状と課題

(1) 自然循環について

- 近年、森林の果たす様々な役割が広く認識されてきており、これらを十分に発揮させるため、重視すべき機能に応じた多様な森林施業を支援するとともに、市町村、森林組合等との連携を図り、森林を適正に整備していく必要がある。
- エコファーマーは認定数が全国1位となり、販売農家の約20%を占めているが、環境と共生する農業の推進のためには、更なる認定の促進と県内での均衡ある育成を図る必要がある。
- 資源量等の調査結果を基に、ヒラメやマガレイについては、全長規制など漁業者の自主的な資源管理が行われ、計画的な漁獲への取組みが定着しつつあるが、取組みに地域差があるため、全県的な漁業者の協議を活発にしていける必要がある。

- 公共用水域の水質環境基準を達成するため、工場・事業場等の水質汚濁源に対する対策と併せて、生活排水による汚濁の低減対策をさらに推進するとともに、汚水処理施設の整備については、各処理施設の特性を踏まえ、地域の実情に応じたより効率的な整備手法を選択する必要がある。
- 猪苗代湖においては、湖水の中性化の進行に伴い自然の水質浄化機能が低下しつつあり、水質の悪化が懸念され、また、裏磐梯湖沼群の桧原湖、小野川湖、秋元湖においては、COD値が近年上昇する傾向が見られ、水質の悪化が懸念されているため、福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例等に基づき、より一層の水環境保全対策を推進する必要がある。
- 野生動植物保護サポーター制度などにより野生動植物の保護が図られているが、一方で、外来種が繁殖し、生態系に混乱が生じているため、健全な生態系を保全する取組みが必要である。
- 都市部においては、人々の安らぎや憩いの場となる都市公園の整備や緑化などが進められているが、さらなる自然とのふれあいの場の創出や野生生物の生息環境の確保等を図る必要がある。
- 尾瀬の荒廃した湿原の復元等の作業や環境調査を実施しており、今後も尾瀬の貴重な生態系の保全を図る必要がある。
- 公共工事において、エコロードなど自然環境に配慮した道路整備が進められており、引き続き、野生動植物の生息・生育環境に配慮し、自然環境と調和した施設となるよう、配慮する必要がある。

(2) 資源循環について

- 学校・事業所が省エネルギーや廃棄物の減量化に取り組む福島議定書事業への参加や、低公害車が徐々に普及するなど、地球温暖化防止に向けた県民の理解や取組みは進みつつあるが、温室効果ガス排出量は基準年度から増加しており、より一層に資源及びエネルギーの消費抑制を促進する必要がある。
- 新エネルギーの導入促進により、太陽光、バイオマス、風力発電などの再生可能な新エネルギー導入量（原油換算）は平成15年度から平成20年度には倍増しており、新エネルギーの普及促進や県有施設への積極的な導入に努めていく必要がある。
- 道路改良や交差点改良、公共交通の利用促進、職場交通マネジメントモデル構築等により、交通の円滑化による環境への負荷低減を図っているが、交通渋滞等に伴うエネルギー消費や温室効果ガスの発生を抑制するため、より一層に道路改良や交差点改良、公共交通機関の利用促進等を呼びかけていく必要がある。
- 県民の環境に関する意識が向上しており、3Rなどの行動が実践に移されているが、県内の1人1日当たりのごみの排出量は横ばいの状況にあるため、県民一人ひとりの意識を高めるとともに、集団回収への参加促進を図ることが重要である。
また、産業廃棄物の排出量は減少傾向にあるが、依然として高い水準で推移しており、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルをより一層進めるとともに、産業廃棄物の適正処理を促進することが必要である。
- ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステム認証を取得した事業所数は、平成15年度から平成20年度には倍増しており、企業における

環境保全活動が進みつつあるが、取組みをさらに推進するため、中小企業でも比較的取得しやすいエコアクション21などの取組みを積極的に普及啓発する必要がある。

- マイバッグ等持参によるレジ袋の削減をはじめ、詰め替え製品の購入、フリーマーケット、地産地消、省エネ家電の買換えなど、環境に配慮した購入（消費）活動が進んできているが、環境に配慮した消費行動を一層促進するため、適切な情報提供や知識の普及啓発をさらに進めていく必要がある。
- 県産農林水産物の地産地消を進めることにより、フード・マイレージ、ウッド・マイレージの縮減が期待される。
- 間伐面積の増加により、森林内に切り捨てられる間伐材が増えている一方、再生可能なエネルギーである木質バイオマスの需要が増加していることから、これらの有効活用を進める必要がある。
- 本県におけるダイオキシン類の排出状況は削減されているが、一部の地域でダイオキシン類による環境汚染が判明するなど、適切な対応を必要とする事案が発生しているため、今後も引き続き発生源の立入検査や環境中のモニタリング調査を実施していく必要がある。
- 産業廃棄物の不法投棄は減少傾向にあるが、その内容は悪質・巧妙化しており、より一層の適正処理対策を図る必要があり、また、県民、事業者、行政が連携して不法投棄を未然に防止する監視活動を展開する必要がある。

(3) 生活様式及び行動様式について

- 福島議定書事業への参加などにより、地球温暖化防止に向けた意識の啓発が進んでいるが、環境教育の取組みを効果的に実施するとともに、より広げていくためには、家庭、学校、地域、民間団体、事業者、行政などの各主体間の連携を強化する必要がある。
- 県内全域で行われているレジ袋無料配布中止の取組みは、県民の自発的な活動に繋がっているが、引き続き、事業者、消費者団体、行政機関の連携・協力を深め、この取組みがさらに広がるようにしていく必要がある。

(4) 共通の施策について

- 環境にやさしい買い物の取組状況に関するアンケートなどにより、県内の実態把握などを行っており、引き続き、施策等に反映させるために調査を実施する必要がある。
- 県内の試験研究機関においても、循環型社会形成に資する研究・開発等を行っており、今後も、循環型社会構築、地球環境問題などの課題の解決に向け、関係機関との調査研究、共同事業等における連携を強化する必要がある。
- 平成18年度に導入した産業廃棄物税や森林環境税を活用した施策が実施されており、今後も、循環型社会の形成に関する施策を展開するために必要な経済的措置を検討する必要がある。

※ 主な施策の数値目標の進捗状況については、別紙のとおり

4 次期計画について

(1) 計画の位置付け

- 「福島県循環型社会形成に関する条例」第10条第1項により、知事が定めなければならないとされている計画である。
- 福島県総合計画の部門別計画である福島県環境基本計画を推進するための個別計画である。
- 「福島県廃棄物処理計画」や「福島県地球温暖化対策推進計画」等との関連のもとに策定する計画である。

(2) 計画期間

福島県総合計画が描く将来展望をもとに、平成26年度を目標年度とする4カ年計画

【福島県総合計画が描く30年後の福島のイメージ】
環境負荷の少ない低炭素・循環型社会に転換し、美しい自然環境に包まれた持続可能な社会が実現しています。

(3) 計画改定の基本的な考え方

深刻化する地球温暖化問題など本県の環境を取り巻く状況の変化を踏まえながら、条例の基本理念にのっとり、上位計画が描く将来イメージの実現に向けた取組みをより一層進めていくこととする。

5 計画改定までのスケジュール

	環境審議会		県民意見聴取	備考
	全体会	第1部会		
6月	諮問(6月11日)			
7月13日	現計画の概要 現状と課題等			
8月下旬		計画骨子案検討		※廃棄物処理計画等 の改定作業部分を除く
11月上旬		計画素案審議		※廃棄物処理計画等 を含めた全体
下旬			パブリックコメント	
12月				
1月下旬		答申案審議		
2月	答申案審議			
3月	答申			

○ 福島県循環型社会形成推進計画における数値目標の進捗状況

別紙

【自然環境の保全】	番号	指標名	実績値										単位	備考	担当課
			平成14年度	平成15年度	平成16年度 (基準年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (目標年度)				
	1	県立自然公園利用者数			8,606	9,276	9,301	9,237	9,238	-	10,000	千人	H21実績は未確定	自然保護課	
	2	森林整備ボランティア参加者数			14,853	17,544	19,651	20,135	20,325	-	33,000	人	H21実績は7月下旬	森林整備課	
	3	間伐実施面積			3,808	4,001	4,538	6,856	7,204	-	4,400	ha	H21実績は未確定	森林整備課	
	4	Eコファーマー認定者数			5,570	10,309	13,818	15,617	16,881	16,978	10,000	人	ふくしま農業政策推進プログラム 32,000ha、H21は実績値	循環型農業課	
	5	「環境にやさしい米づくり」面積			7,559	15,070	21,008	24,213	27,158	28,284	32,000	ha	H21実績は8月下旬	水田畑作課	
	6	汚水処理人口普及率			62.1	64.8	67.2	69.6	71.2	-	80.0	%	H21実績は7月下旬	下水道課	
	7	水質環境基準達成率			90.9	90.9	93.2	90.9	94.3	-	100.0	%	H21実績は7月下旬	水・大気環境課	
	8	猪苗代湖のCOD(化学的酸素要求量)値			0.6	0.7	0.8	0.6	0.7	-	0.5	mg/l	H21実績は7月下旬	水・大気環境課	
	9	野生動物保護ボランティア登録者数			50	82	101	101	93	99	100	人	H21実績は未確定	自然保護課	
	10	緑地等面積			21.57	22.02	22.39	22.57	22.80	-	25.00	m ² /人	H21実績は未確定	まちづくり推進課	

【適正な資源循環の確保】	番号	指標名	実績値										単位	備考	担当課
			平成14年度	平成15年度	平成16年度 (基準年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (目標年度)				
	11	一般家庭等における年間電力使用量(一人当たり)		1,857	1,920	1,997	2,004	2,084	2,082	-	1,800	kwh	基準年度はH15年度 H21実績は未確定	環境共生課	
	12	温室効果ガス排出量(指数)(平成2年度を100とする)	123.7	125.8	122.3	127.2	123.5	128.7	-	-	92.0		基準年度はH14年度 H20、H21実績は未確定	環境共生課	
	13	クリーンエネルギー自動車(累計)			3,566	4,617	6,016	7,402	9,247	-	15,000	台	H21実績は未確定	環境共生課	
	14	県有施設への新エネルギー車先導入数(累計)			10	13	18	19	20	22	20	か所	H21実績は未確定	エネルギー課	
	15	新エネルギーの導入量(原油換算)			143,726	144,300	160,604	161,456	190,343	191,128	184,002	kl	H21実績は推計値	エネルギー課	
	16	一般廃棄物の県民一人一日当たり排出量		1,094	1,079	1,091	1,095	1,071	1,036	-	930	g	基準年度はH15年度 H21実績は未確定	一般廃棄物課	
	17	リサイクル率		14.5	14.8	15.1	15.6	16.3	15.5	-	26.0	%	基準年度はH15年度 H21実績は未確定	一般廃棄物課	
	18	うつくしま、エコリサイクル製品認定数			32	45	47	50	52	55	100	品	H21実績は未確定	環境共生課	
	19	県内の環境マネジメントシステム認証取得事業所数			266	315	375	404	435	444	410	事業所	H21実績は未確定	環境共生課	
	20	グリーン購入アンケートによる取組率			62.0	59.0	93.0	93.0	-	-	80.0	%	H20はレジ袋削減のための基礎調査、H21はマイバッグ利用についての調査を実施	環境共生課	
	21	ペレットストーブの導入台数			62	120	254	397	544	644	1,000	台	基準年度はH15年度 H21実績は未確定	林業振興課	
	22	産業廃棄物減量化・再生利用率		93	92	92	93	92	90	-	93	%	基準年度はH15年度 H21実績は未確定	産業廃棄物課	
	23	産業廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類の量		7.1	5.0	4.4	3.1	3.2	-	-	6.0	g-TEQ	基準年度はH15年度 H20、H21実績は未確定	水・大気環境課	

【心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換】	番号	指標名	実績値										単位	備考	担当課
			平成14年度	平成15年度	平成16年度 (基準年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (目標年度)				
	24	環境アドバイザー等派遣事業の受講者数(累計)			15,493	16,212	17,825	19,097	20,868	22,043	24,000	人	H19年度に「もったいないネット」ワーク推進)は成立 ※発起時団体数:10団体 ※下記組織数の108団体	生活環境総務課	
	25	うつくしまエコリーダー認定者数(累計)			1,446	1,470	1,511	1,547	1,583	1,624	1,800	人	H19年度に「もったいないネット」ワーク推進)は成立 ※発起時団体数:10団体 ※下記組織数の108団体	生活環境総務課	
	26	「もったいない運動」取組団体数			-	-	-	10	11	11	200	団体	H19年度に「もったいないネット」ワーク推進)は成立 ※発起時団体数:10団体 ※下記組織数の108団体	環境共生課	

【参考資料1】

22環共第 475 号

平成22年6月11日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



福島県循環型社会形成推進計画の改定について（諮問）

福島県循環型社会形成に関する条例第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

福島県循環型社会形成推進計画の改定について

2 諮問理由

本県では、福島県循環型社会形成に関する条例第10条第1項の規定に基づき、平成18年度から同22年度を計画期間とした「福島県循環型社会形成推進計画」を平成18年3月に策定しました。

このたび、計画期間が平成22年度で終了することから、計画を改定する必要があり、貴審議会の意見を求めるものです。

（事務担当 環境共生課 副主査 菅野 電話：024-521-7248）

「福島県循環型社会形成に関する条例」体系図

現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること(第1条)

目的

<循環型社会とは>

適正な資源循環が確保されること等により資源の消費及び廃棄物の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会(第2条)

循環型社会形成推進計画 (第10条)

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進

県の責務(第6条)
事業者の責務(第7条)
県民の責務(第8条)



1 自然循環の保全
(第3条)
・大気、水、土壌、生物等間の物質循環が健全に保たれること

1 自然循環の保全
(第11条)
(1)森林の保全、整備等 (第11条)
(2)持続性の高い農業生産方式の普及等 (第12条)
(3)水産資源の適切な保存、管理等 (第13条)
(4)健全な水の循環を保全するための総合的な管理 (第14条)
(5)猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全 (第15条)
(6)野生動物植物の保護 (第16条)
(7)緑化の推進及び緑地の保全 (第17条)
(8)自然再生の推進 (第18条)
(9)県の工事等における健全な自然循環への配慮 (第19条)

2 適正な資源循環の確保等
(第4条)
・再生可能な資源が再生可能な範囲で持続的に利用されること、及び地域内でのその利用が促進されること
・再生不可能な資源の消費が抑制されること
・廃棄物の発生が抑制されること
・環境資源の循環的な利用が促進されること及び適正な処分が確保されること

2 適正な資源循環の確保等
(第20条)
(1)資源及びエネルギーの消費の抑制 (第20条)
(2)新エネルギー利用等の促進 (第21条)
(3)環境への負荷を低減するための交通の円滑化 (第22条)
(4)廃棄物の発生抑制及び循環資源の循環的な利用の促進 (第23条)
(5)事業者による循環型社会の形成への取組の促進 (第24条)
(6)環境物品等への需要の転換の促進 (第25条)
(7)地産地消の促進 (第26条)
(8)バイオマス製品の使用の促進 (第27条)
(9)産業廃棄物の適正な処理 (第28条)
(10)環境の保全上の支障の防止及び除去等 (第29条)

3 心の豊かさを重んじた新しい生活様式・行動様式への転換
(第5条)
・環境への負荷が低減された生活様式・行動様式への転換が図られること

3 心の豊かさを重んじた新しい生活様式・行動様式への転換
(第30条)
(1)循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等 (第30条)
(2)県民等の自発的な活動の促進 (第31条)

<4 共通の施策>
(1)調査の実施 (第32条)
(2)科学技術の振興 (第33条)
(3)経済的措置 (第34条)

自然と人が共生する循環型社会の形成

(前文)

適切な役割分担及び超学際的な連携等 (第9条)

関連する施策
2- (1)(2)(7)(8)

関連する施策
1- (1)(2)(3)

関連する施策
1- (6)(7)
2- (1)(2)(3)(4)(6)(7)

【参考資料3】

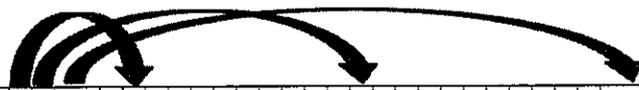
福島県循環型社会形成推進計画～うつくしま循環プラン～ 体系図

「福島県循環型社会形成に関する条例」

前文	
第1章 総則	
第1条 目的	
第2条 定義	
(1) 循環型社会、(2) 資源循環、(3) 適正な資源循環、(4) 自然循環、(5) 環境への負荷、(6) 廃棄物等、(7) 循環資源、(8) 循環的な利用、(9) 再利用、(10) 再生利用、(11) 熱回収、(12) 再生可能な資源、(13) 再生可能な資源、(14) ハイオマス、(15) 地産地消	
第3条 自然循環の保全	
第4条 適正な資源循環の確保等	
第5条 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換	
第6条 県の責務	
第7条 事業者の責務	
第8条 県民の責務	
第9条 適切な役割分担及び超学際的な連携等	
第2章 循環型社会形成推進計画	
第10条 循環型社会形成推進計画	
第3章 循環型社会の形成に関する基本的施策	
第11条 森林の保全、整備等	
第12条 持続性の高い農業生産方式の普及等	
第13条 水産資源の適正な保存、管理等	
第14条 健全な水の循環を保全するための総合的な管理	
第15条 猪苗代湖及び養老湖沼群における健全な水の循環の保全	
第16条 野生動物植物の保護	
第17条 緑化の推進及び緑地の保全	
第18条 自然再生の推進	
第19条 県民の責務	
第20条 資源及びエネルギー削減の抑制	
第21条 環境への負荷を低減するための交通の円滑化	
第22条 廃棄物の発生抑制及び循環資源の循環的な利用の促進	
第23条 事業者による循環型社会の形成への取組の促進	
第24条 環境物品等への需要の転換の促進	
第25条 地産地消の促進	
第26条 ハイオマス製品の利用の促進	
第27条 産業廃棄物の適正な処理	
第28条 環境の保全上の支障の防止及び除去等	
第29条 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等	
第30条 県民等の自発的な活動の促進	
第31条 調査の実施	
第32条 科学的技術の振興	
第33条 経済的措置	
第34条	

「福島県循環型社会形成推進計画」

1 計画策定の背景と目的	
2 計画の位置付け	
3 計画の範囲	
4 現状と課題	
(1) 自然循環について	
(2) 資源循環について	
(3) 生活様式及び行動様式について	
5 福島県が目指す循環型社会	
(1) 自然資源が保全された社会 ～自然と人とが共生する社会～	
(2) 適正な資源循環が確保された社会 ～「ごみ」のない社会～	
(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会 ～「もったいない」の心が生きている社会～	
6 施策の展開	
(1) 自然循環の保全 ～自然と人が共生する社会を目指して	
① 森林の保全、整備等	
② 持続性の高い農業生産方式の普及等	
③ 水産資源の適正な保存、管理等	
④ 健全な水の循環を保全するための総合的な管理	
⑤ 猪苗代湖及び養老湖沼群における健全な水の循環の保全	
⑥ 野生動物植物の保護	
⑦ 緑化の推進及び緑地の保全	
⑧ 自然再生の推進	
⑨ 県民の責務	
(2) 適正な資源循環の確保等 ～「ごみ」のない社会を目指して～	
① 資源及びエネルギー削減の抑制	
② 環境への負荷を低減するための交通の円滑化	
③ 廃棄物の発生抑制及び循環資源の循環的な利用の促進	
④ 事業者による循環型社会の形成への取組の促進	
⑤ 環境物品等への需要の転換の促進	
⑥ 地産地消の促進	
⑦ ハイオマス製品の利用の促進	
⑧ 産業廃棄物の適正な処理	
⑨ 環境の保全上の支障の防止及び除去等	
(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換	
① 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等	
② 県民等の自発的な活動の促進	
(4) 共通の施策	
① 調査の実施	
② 科学的技術の振興	
③ 経済的措置	
計画の推進	
(1) 県民の役割	
(2) 民間の団体等の役割	
(3) 事業者の役割	
(4) 行政の役割	
① 市町村	
② 県	
(5) 連携	
8 進行管理	



「別表1」もったいない50の実践

「別表2」数値目標



福島県循環型社会形成推進計画

～うつくしま循環プラン～

恵み豊かな環境を未来に引き継いでいくために



私たちが生かされている自然環境は、永い時間の中で、物質と生命の循環により形成され、今に引き継がれてきています。この自然環境を恵み豊かな持続的なものとして将来の世代に引き継ぐことは、私たちの使命であります。本県では、このような考え方に立って、昨年3月に「福島県循環型社会形成に関する条例」を制定するとともに、この度、本条例に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、「福島県循環型社会形成推進計画」を策定いたしました。

本計画の特徴として、本条例にうたっている3つの理念を受けて、3つの目指すべき社会のビジョンを立てています。それが「自然循環が保全された社会」、「適正な資源循環が確保された社会」及び「心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会」であり、それぞれのビジョンの実現に向けて具体的施策を掲げて推進していくこととしております。

また、本計画のキーワードに「もったいない」を取り上げています。「もったいない」は、「人や物を大切にす優しい心」、「おそれ多いという謙虚な心」、そして「ありがたいという感謝の心」を意味する日本人に伝統的に引き継がれてきた心であり、本県の循環型社会形成の趣旨に合致する言葉です。このため、県民一人ひとりが「もったいない」を意識し、行動することの動機付けとして「もったいない50の実践」を例示するとともに、県民主導の「もったいない運動」を支援することとしています。

地球環境問題は、今や世界共通の課題となっており、環境の保全を最優先し、環境への影響を未然に防止する取組みを、私たち一人ひとりが地球市民としての認識を持って率先して実行するとともに、行政はもとより、県民、事業者及び民間の団体等のあらゆる主体が幅広く連携しながら県民総参加で実践することが重要であり、本計画がそのための指針として活用されることを期待してやみません。

平成 18 年 3 月

福島県知事 佐藤 栄佐久

目 次

1	計画策定の背景と目的	・・・ 1
2	計画の位置付け	・・・ 1
3	計画の期間	・・・ 1
4	現状と課題	・・・ 2
	(1) 自然循環について	・・・ 2
	(2) 資源循環について	・・・ 2
	(3) 生活様式及び行動様式について	・・・ 3
5	福島県が目指す循環型社会	・・・ 4
	(1) 自然循環が保全された社会 ～自然と人が共生する社会～	・・・ 4
	(2) 適正な資源循環が確保された社会 ～「ごみ」のない社会～	・・・ 4
	(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会 ～「もったいない」の心が生きている社会～	・・・ 4
6	施策の展開	・・・ 6
	(1) 自然循環の保全	
	～自然と人が共生する社会を目指して～	・・・ 6
	森林の保全、整備等	・・・ 6
	持続性の高い農業生産方式の普及等	・・・ 7
	水産資源の適正な保存、管理等	・・・ 7
	健全な水の循環を保全するための総合的な管理	・・・ 8
	猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全	・・・ 8
	野生動植物の保護	・・・ 9
	緑化の推進及び緑地の保全	・・・ 9
	自然再生の推進	・・・ 10
	県の工事等における健全な自然循環への配慮	・・・ 10
	(2) 適正な資源循環の確保等	
	～「ごみ」のない社会を目指して～	・・・ 10
	資源及びエネルギー消費の抑制	・・・ 11
	新エネルギー利用等の促進	・・・ 11
	環境への負荷を低減するための交通の円滑化	・・・ 11
	廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進	・・・ 12
	事業者による循環型社会の形成への取組みの促進	・・・ 14
	環境物品等への需要の転換の促進	・・・ 14
	地産地消の促進	・・・ 16
	バイオマス製品の利用促進	・・・ 16
	産業廃棄物の適正処理	・・・ 18
	環境の保全上の支障の防止及び除去等	・・・ 18

(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換 ～「もったいない」の心が生きている社会を目指して～	・ ・ 1 8
循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等	・ ・ 1 8
県民等の自発的な活動の促進	・ ・ 1 9
(4) 共通の施策	・ ・ 2 0
調査の実施	・ ・ 2 0
科学技術の振興	・ ・ 2 0
経済的措置	・ ・ 2 1
7 計画の推進	・ ・ 2 2
(1) 県民の役割	・ ・ 2 3
(2) 民間の団体等の役割	・ ・ 2 3
(3) 事業者の役割	・ ・ 2 4
(4) 行政の役割	・ ・ 2 5
市町村	・ ・ 2 5
県	・ ・ 2 5
(5) 連携	・ ・ 2 6
8 進行管理	・ ・ 2 8
別表1 もったいない50の実践	・ ・ 2 9
別表2 数値目標	・ ・ 3 1
(参考資料)	
1 福島県における物質フローの概要	・ ・ 3 8
2 ワンガリ・マータイさんと福島県の交流	・ ・ 4 0
3 福島県循環型社会形成に関する条例	・ ・ 4 2
4 関連計画等	・ ・ 5 0
用語解説	・ ・ 5 3

「コラム」と「 」について

福島県循環型社会形成推進計画の中で「コラム」を付している用語については、本文中に設けたコラム欄で、「 」を付している用語については、巻末の用語解説で用語の意味等について説明をしております。

福島県循環型社会形成推進計画

1 計画策定の背景と目的

人類の活動により生じる環境への負荷は、かつては、自然循環が有する浄化能力の範囲に止まっていた。しかしながら、科学技術の進歩などにより人類が物的な豊かさを享受する一方、限りある地球の資源を大量に消費し、廃棄物を大量に排出するなど経済社会活動による環境への負荷を著しく増大させた結果、自然循環を阻害し、様々な環境問題を引き起こしています。

このような現状に対し、わたしたちは、地球の生態系の多様な機能に支えられていることを再認識し、その活動をできる限り地球環境に負荷を与えないような活動に転換していくことにより、持続可能で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく必要があります。

このため、本県では、環境の保全を最優先し、環境への影響を未然に防止するとの基本的な考え方の下、これまでの大量生産、大量消費及び大量廃棄型の経済社会システムを変革することにより、豊かな自然をはじめとする本県の特性を生かした循環型社会の形成を目指し、平成17年3月に「福島県循環型社会形成に関する条例」(以下「本条例」という。)を制定しました。

本条例の目的である循環型社会を形成していくためには、わたしたち一人ひとりが、今日の環境問題が、地球規模の空間的な広がりを持ち、将来の世代にわたる時間的広がりを持っていることを認識し、問題の本質や解決の方法について、自ら考える能力を身につけるとともに、率先して実行することが重要です。また、民間の団体、事業者、行政等のあらゆる主体が、自ら責任を持って環境に配慮した活動を行うことはもとより、幅広く連携しながら県民総参加で取り組んでいく必要があり、これら取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、本条例第10条第1項により、知事が定めなければならないとされている「循環型社会形成推進計画」です。

また、福島県新長期総合計画「うつくしま21」における重点施策体系に示されている「循環型社会の形成」を推進するための計画として位置づけられるとともに、「福島県廃棄物処理計画」等との関連のもとに策定するものです。

3 計画の期間

本計画の「5 福島県が目指す循環型社会」を平成30年度頃に見据えながら、平成22年度を目標年次とする5年計画です。

4 現状と課題

(1) 自然循環について

福島県は、奥羽山脈と阿武隈高地が縦断する広大な県土に、国立・国定公園、県立自然公園など優れた景観や猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群に代表される良好な水環境を有するとともに、多様な地形と自然条件の下に植物相や動物相も変化に富むなど、豊かな自然に恵まれています。そのような自然は、永い時間をかけて造り上げられてきたかけがえのない財産であり、県民は、その恩恵を受けて生活を営んできています。

しかしながら、一方で、近年の急速な経済発展や情報化の進展及びそれらに伴うライフスタイルの変化により、水質汚濁や大気汚染、廃棄物の増大など生活環境が悪化するとともに、自然の破壊が進み、多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕するなど生態系が脅かされ、自然の循環が損なわれる現象が生じています。

人の活動は、自然から資源等を獲得することにより、その活動を維持発展させていますが、持続可能な社会を形成していくためには、環境への負荷を自然の循環を阻害しない範囲に止めるよう低減することが不可欠であり、常にその活動が生態系の均衡を保つよう、すなわち自然循環が健全な状態に保全されるよう配慮されなければなりません。

そのため、水その他の自然的構成要素の良好な状態での保持、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的な保全に資する施策に取り組むことが必要です。

(2) 資源循環について

日本では、戦後の経済の高度成長を経て、大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型経済システムとなり、その量的な拡大が自然循環を上回り、自然界に大きな負荷を与え、地球環境を損なってきました。現実の地球が有限で劣化することは、誰の目から見ても明らかであり、自然環境を悪化させ、天然資源を枯渇させてしまえば人類の生存そのものが危うくなってしまふ恐れがあります。

本県においても、産業廃棄物が年々漸増しており、最終処分場の残余年数の見通しは、長期的には厳しい状況も見込まれます。また、廃棄物の不法投棄、水や土壌の汚染などの環境の悪化等が身近な問題となってきています。

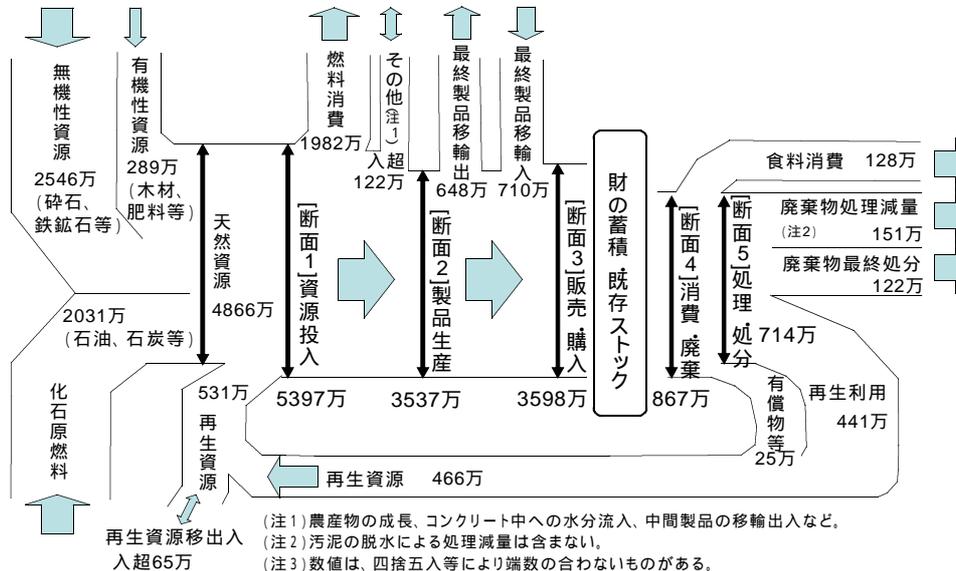
このため、現在の経済システムを転換し、最少の資源を用いて最大の効果を挙げることを念頭に、化石燃料、鉱物資源等枯渇資源の消費抑制を図ることはもとより、再生可能な資源の循環利用の促進と利用後の処分の適正化を図る必要があります。また、地域において持続可能な循環型社会を形成していくためには、再生可能な資源が再生可能な範囲で、地域内でその利用が促進されることが経済コストの面からみても有効です。

(参考資料として、「福島県^{コラム}の物質フローの概要」を掲げます。)

コ ラ ム

福島県の物質フローの概要（平成12年、単位：トン）

各種統計データの積上げを基に、産業連関表による県内外の移出入量の推計等を加えて、重量ベースで作成したもので、本県における「物質の流れ」について概観することができます。



なお、物質フローの解説は、38ページからの「参考資料1」を参照してください。

(3) 生活様式及び行動様式について

20世紀の経済成長を最優先する社会経済システムは、大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを一般化させたことにより、資源やエネルギーが大量に消費され、環境が汚染されるなどの地球環境問題を引き起こし、深刻化させてきました。

また、それは、自然と人の関係に止まらず、わたしたちの社会に様々な問題を投げかけています。

健全な自然環境を将来の世代に引き継ぐ使命を負ったわたしたちは、人の生命が自然の一部であり、自然環境の中で生かされていることを自覚し、これまでの物を中心とした価値観を見直し、心の豊かさや生活の質を重視し、環境への負荷の低減に資する取組みを自ら率先して実践することが必要です。

日本には、長い歴史の中で培われ、受け継がれてきた独自の伝統文化があります。その中には、自然や文化を愛し、心豊かに生きること、「もったいない」や「足るを知る」など循環型社会に通じる節度ある生き方も含まれており、今日では、江戸時代のような、物を大切に扱い、再使用、再生利用が徹底され、廃棄物の少なかった循環型社会の経験、歴史が見直されています。

日本人の心には、元来、このような自然と人が共生する知恵と文化が内在しています。循環型社会の形成を目指すには、これらを改めて呼び起こすとともに世界の先進的・効果的な取組みの視点を取り入れながら、意識改革や人材育成を図ることにより、心の豊かさを重視した賢いライフスタイルに転換していく必要があります。

5 福島県が目指す循環型社会

(1) 自然循環が保全された社会～自然と人が共生する社会～

人が活動するにあたって、自然の生態系等への配慮を優先することにより、健全な自然循環が保たれ、自然と人が共生する持続可能な社会の実現を目指します。

(2) 適正な資源循環が確保された社会～「ごみ」のない社会～

地球資源に限りがあることを認識し、資源の消費を抑制することはもとより、「ごみ」の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の「^{コラム}3 Rの推進」を通じて、適正な資源循環が確保された「ごみ」のない社会の実現を目指します。

(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会～「もったいない」の心が生きている社会～

日本の精神文化である「^{コラム}もったいない」の心が生かされ、物を大切にする、人や自然を愛するなど、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルが文化として定着した社会の実現を目指します。

コ ラ ム

3 Rの推進

リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の頭文字を取って「3 R（スリーアール）」と呼ばれます。優先すべき順位と意味は、次のとおりです。

一番目のR（リデュース）は、ごみになる物を減少させること、ごみを出さないことなど、つまりごみの発生・排出を減量又は抑制することです。

二番目のR（リユース）は、ピンや製品の部品をごみにしないで再使用する、つまり使える物は繰り返し使うことです。

三番目のR（リサイクル）は、ごみを原材料として再び製品をつくる、つまり再生利用することです。

「3 R」の国際的な推進を目指し、平成16年6月に、小泉首相が米国のシーアイランドで開催された主要国首脳会議（G8サミット）において提唱して合意を得た「3 Rイニシアティブ」が、平成17年4月、東京において開催された「3 Rイニシアティブ会合」において正式に開始されたことにより、「3 Rの推進」は、国内に止まらず世界的な取組みとなっています。

なお、「3 R」の他に「4 R」や「5 R」を使って取り組んでいる事例もあります。（20ページの「コラム」を参照）

コ ラ ム

「もったいない」について

平成16年、環境分野で初のノーベル平和賞を受賞したケニア共和国の副環境相ワ
ンガリ・マータイさんが、平成17年2月に来日した際、日本語の「もったいない」と
いう言葉を知って感銘を受けました。そして、同年3月にニューヨークの国連本部で開
催された「国連婦人の地位向上委員会」の演説の中で、日本語の「もったいない」を環
境保護の合言葉として「世界的「もったいない」キャンペーンを展開し、資源を有効に
利用しましょう。」と訴えました。

このことは、多くの日本人に改めて「もったいない」の意義を呼び起こし、本県に
おいても県商工会連合会を始めとして「もったいない運動」の輪が広がりを見せている
中、福島県議会は、平成17年7月6日、全国に先駆けて「もったいない運動ふくしま
宣言」を全会一致で決議しました。

「もったいない」の言葉は、「その物の値打ちが生かされず無駄になるのが惜しい」
という意味を持ち、一人ひとりが「もったいない」の意識を持つことにより、物を無駄
にしないで大切に扱うことを教えています。また、「おそれ多い」、「ありがたい」など
自然や人からの恩恵に感謝する意味も併せ持っていることから、環境や人を大切にす
ることに繋がり、共生の論理に立った本県の循環型社会形成の趣旨に合致する言葉です。

平成17年7月に実施した県内の小学生、中学生及び高校生約2500人を対象とし
た「『もったいない』に関するアンケート調査」の結果では、小・中・高生とも98%
の児童生徒が「もったいない」の言葉を知っていました。また、80%を超える児童生
徒が、自分の生活の中に「もったいない」と思うことが今までにあったと答えており、
若い世代にも「もったいない」の言葉が理解されていることがわかりました。(アンケ
ート調査結果の詳細は、福島県ホームページの「うつくしま、循環型社会情報ネットワ
ーク」 <http://www.pref.fukushima.jp/jyunkan/> に掲載)

これらのことから、日本人の伝統的な心として引き継いできた「もったいない」の言
葉を本計画のキーワードの一つとして活用することとします。



「マータイさん来福シンポジウム」
において、知事からマータイさんへ
国際交流特別親善大使認証書を交付
平成18年2月14日(福島市)

6 施策の展開

(1) 自然循環の保全～自然と人が共生する社会を目指して～

循環型社会は、人間が生態系の多様な機能に支えられており、その生態系が自然循環の中で微妙な均衡を保つことによって成り立っています。人が活動するにあたって、その均衡が損なわれないよう自然の賢明な利用に注意を払い、また、自然循環を保全することを目的として、次のことに取り組みます。

森林の保全、整備等

森林は、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能を有し、循環型社会の形成に果たす役割が大きいことから、森林を適正に保全し、整備するため必要な施策を行います。

また、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている林業の振興を図るため、林業を担う人材の確保や育成を図るとともに、県産木材等の安定供給や需要の拡大等必要な施策を行います。

さらに、県民が森林の有する多面的機能についての理解を深めるとともに、県民等が自発的に行う森林の整備や保全に関する活動が促進されるよう、必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 重視すべき機能に応じた森林の整備を促進します。
- ・ 森林の荒廃を未然に防ぎ多面的機能を確保するため、人工林の間伐や林内路網の整備、里山等における天然林の育成等森林施業を推進し、健全な森林を整備します。
- ・ 森林病害虫について、周囲の自然環境及び生活環境の保全に配慮した防除により、まん延防止を図ります。
- ・ 森林火災に対する予防啓発を図ります。
- ・ 林業担い手の育成確保のため、就業の促進及び森林や林業に関する知識と技術の普及指導を行うとともに、一般市民等に対して森林や林業についての学習機会や情報の提供を行います。
- ・ 森林組合の経営基盤の強化を図るとともに、造林業者・素材生産業者の経営基盤の強化を図ります。
- ・ 県産木材等の安定供給体制の整備を図るとともに、利用促進や品質向上による県産木材等の需要の拡大や、栽培きのこ類・木炭等の特産林産物の振興を図ります。
- ・ 森林とのふれあいの推進や森林整備ボランティア活動の支援等により、県民参加による「森林（もり）づくり運動」を推進します。
- ・ 県民の理解のもと一人ひとりが森林を守り育てる意識を持ち、森林環境保全に参画する新たな「森林（もり）づくり」を推進します。

持続性の高い農業生産方式の普及等

農業による環境への負荷を低減し、持続可能な農業の確立を図るため、^{コラム}持続性の高い農業生産方式の導入を促進するとともに、それらを担う人材の育成及び確保を図るため必要な施策を行います。

また、水源かん養、自然環境の保全等の機能を有する農地を適正に保全・整備するため必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 自然環境保全等に配慮した整備を推進します。
- ・ 持続性の高い農業生産方式に取り組む農業者であるエコファーマーを育成します。
- ・ 地域における有機性資源の循環利用を進めるため、推進体制を整備しながら、たい肥化とその流通・利用の促進を図ります。
- ・ 中山間地域等直接支払制度や農地の流動化等により、遊休農地の発生の防止と活用の促進を図ります。

コ ラ ム

持続性の高い農業生産方式

持続性の高い農業生産方式とは、将来にわたって農業生産を持続的に行うことができる効果が高い技術のことであり、「土づくり」、「化学肥料の低減」、「化学農薬の低減」を一体的に行う生産方式のことで、それを導入することによって、一般の栽培方法における化学肥料及び化学農薬の使用量を2割以上削減することとしています。

また、環境への一層の負荷低減を図るため、有機栽培（化学肥料・化学農薬を使用しない栽培）、特別栽培（一般的栽培で使用する化学肥料・化学農薬を5割以上削減する栽培）の産地づくりも推進しています。

水産資源の適正な保存、管理等

水産資源の適正な保存及び管理を図るため、水産動植物の生育環境の保全と改善やそれらを担う人材の育成と確保その他の必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 本県海域における資源の調査を行うとともに、主要魚種についての適正な資源利用を示した「資源回復指針」を策定し、漁業者との協議により「資源回復計画」の作成を推進するとともに、操業の効率化等を支援します。
- ・ 持続可能な栽培漁業等の生産方式を推進します。
- ・ 河川や湖沼等の内水面域における水産資源の増殖を推進します。
- ・ 本県水産業が、水産物の安定供給という使命を果たしながら、漁場環境保全や地域振興等の多面的機能を発揮するため、漁業担い手を確保するとともに、意欲的な担い手を育成します。

健全な水の循環を保全するための総合的な管理

水環境が、人間の活動によって著しく損なわれることなく、健全な水の循環が行われ、森、川、海等の環境が一体として保全されるようにするため、工場・事業場からの排出水の規制、地下水等の汚濁の防止に関する規制等について、「福島県生活環境の保全等に関する条例」等を適正に運用するとともに、排水処理施設等の適正な整備等の促進その他必要な施策を行います。

また、水の効率的な利用により環境への負荷を低減するため、雨水の貯留又は浸透のための施設の整備を促進するために必要な施策を行います。

さらに、県民等が自発的に行う水環境の保全活動や当該保全活動を目的とした河川流域における地域交流を促進するため必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 本県の良い水環境を将来の世代に引き継いでいくため、本県の特徴を踏まえた治水・利水・環境保全を含めた総合的な水管理計画を策定します。
- ・ 公共用水域や地下水の水質汚濁状況を監視します。
- ・ 公共用水域の水質汚濁の主な原因とされている生活排水について、県、市町村、県民等が一体となった対策を推進します。
- ・ 下水道事業の推進及び適切な維持管理により生活排水対策を進めます。
- ・ 農業集落排水事業の推進及び適切な維持管理により、生活排水対策を進めるとともに、農業用排水の水質保全を図ります。
- ・ 合併処理浄化槽設置の推進及び適切な維持管理により生活排水対策を進めます。
- ・ 水源地では、雨水の地下への浸透を促し、水源かん養機能の向上を図るとともに、都市部においては河川等の急激な増水を軽減するため、雨水浸透柵、雨水浸透溝、雨水貯留槽、透水性舗装等の整備を推進します。
- ・ 雨水や下水処理水等の散水用水への活用など、中水利用を促進します。
- ・ 上下流の地域住民の交流や、流域協議会等の水環境保全団体の活動を促進します。

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全

猪苗代湖及び裏磐梯地域の湖沼群は、豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有し、その自然環境は県民のみならず国民共有の財産とも言えます。また、その恵みの下、人々はこの地域の特性を生かした固有の伝統や文化を創り出してきただけでなく、県内外から訪れる人々に潤いとやすらぎを与えてくれるなど、その恩恵が計りしれないことから、このかけがえのない水環境の悪化を未然に防止し、美しいままに将来の世代へ引き継いでいくことが重要です。

このことから、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群が豊かな自然環境に恵まれた貴重な水資源であることにかんがみ、「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保

全に関する条例」に基づき、健全な水の循環が保全されるよう必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 工場、事業場からの排水水について、窒素及びりんに係る排水規制を行います。
- ・ 下水道及び農業集落排水における高度処理施設の導入を促進します。
- ・ 住宅等への窒素除去型合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ・ 釣りやキャンプ等のレジャー等における水環境への配慮を促進します。
- ・ ヨシやアサザ等の群落が形成されている区域等、良好な水環境を保全することが特に必要な区域を、水環境保全区域として指定します。
- ・ 「福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減を一体的に行う環境にやさしい農業の推進とエコファーマーの育成を図ります。

野生動植物の保護

県民にとっての財産である野生動植物を保護するため、生物の多様性を保全し、豊かな生態系を確保するとともに、あつれきを生じている野生動物との共生を図るための検討など必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 希少野生動植物の保護基本方針に基づき特定希少野生動植物の指定や捕獲の禁止等保護のための施策を行います。
- ・ 野生動植物保護サポーター制度の充実による保護監視体制の整備・充実を図ります。
- ・ ツキノワグマ、サル等の生息状況等の調査を行い、保護管理のための対策を検討します。
- ・ 野生動植物に関する教育、学習機会の充実や広報活動の実施等普及啓発を推進します。
- ・ 外来生物による野生動植物への影響を回避するための対策について検討します。

緑化の推進及び緑地の保全

緑は、潤いのある生活空間の形成、防災、大気の浄化や地球温暖化防止等、多くの機能を持つことから、緑化を推進するとともに、緑地を保全するために必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 緑の少年団活動の支援、植樹祭・育樹祭等緑化イベントの活動支援など緑化運動を推進します。
- ・ 緑の文化財等貴重な緑の保護・保全活動を支援します。

- ・ 自然とのふれあいの場の創出や野生生物の生息環境の確保等を図るため都市公園を整備します。
- ・ 都市内の良好な緑地を風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区として指定します。
- ・ 市街地の道路整備において、街路樹等の植栽を推進します。
- ・ 個々の緑をつなげる緑のネットワークの形成を図ります。

自然再生の推進

過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すため、自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、またはその状態を維持管理するなど必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 生態系の保全の観点からの詳細調査、植生の復元方法や野生動植物の生息・生育環境の再生手法等、自然再生に係る調査を実施します。
- ・ 植生の復元、野生動植物の生息・生育環境の改善等自然再生事業を実施します。
- ・ それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や魚類等の生態系に配慮した河川の整備を行います。

県の工事等における健全な自然循環への配慮

土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に係る工事等を行うにあたっては、環境への負荷が少ない工法を採用することなど、自然循環が健全な状態に保全されるよう配慮します。

【具体的な施策】

- ・ 環境影響評価法、福島県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントを実施します。
- ・ 県が行う公共事業のうち、環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の対象とならない事業について、計画、実施の各段階において自然循環・資源循環に配慮した取組みを率先して行います。
- ・ 自然公園等の良好な自然環境を有する地域において、地域の地形や自然環境を踏まえた路線選定を行うとともに、けもの道の確保等生態系全般との共生を図る道路（エコロード）整備を推進します。

(2) 適正な資源循環の確保等～「ごみ」のない社会を目指して～

有限な資源の過剰な消費及び大量の廃棄物の排出が自然界に大きな負荷を与えています。その負荷をできる限り軽減するため、再生可能な資源が持続的に利用され

るとともに、地域内でのその利用が促進されるよう、再生不可能な資源はその消費が抑制されるよう、また、循環利用が行われなくなった物については、適正に処分されるよう、次のことに取り組みます。

資源及びエネルギー消費の抑制

資源及びエネルギーの消費の抑制を促進するため、職場や家庭における消費抑制の取組みや循環資源の利用についての普及啓発その他必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 低公害車等の普及促進、アイドリングストップ、家庭、事業所における節電や節水など、省エネルギーの取組みを促進します。
- ・ 「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、一事業者、一消費者として、県における省資源・省エネルギーの取組みを推進します。
- ・ 県有施設の計画・設計の段階から、環境負荷低減に配慮した断熱性の高い工法やリサイクル可能な資材等の採用、空調・換気設備におけるエネルギーの効率的利用等、省資源・省エネルギー対策を行います。
- ・ 長寿命で、省エネルギー基準を満たす住宅建設の促進により、廃棄物の削減、省エネルギー対策を行います。

新エネルギー利用等の促進

新エネルギー利用等の促進を図るため、必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 県自ら新エネルギーの導入を進めるとともに、市町村や民間における導入を促進するため、産学民官の連携体制を強化し、その導入方策について検討します。
- ・ 新エネルギーに関する情報発信を行うことにより、県内市町村、事業者及び県民への普及啓発を図り、積極的な導入を促進します。
- ・ 市町村やNPO等が行う新エネルギーによるまちづくりの支援や県民一人ひとりが行う住宅用太陽光発電システムの導入への支援をはじめとして、本県の地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進します。

環境への負荷を低減するための交通の円滑化

交通渋滞等に伴うエネルギーの消費を抑制し、環境への負荷を低減するため、道路の改良、公共交通機関の利用の促進その他交通の円滑化のために必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 交通渋滞の緩和、解消を図るためバイパス、交差点改良等の整備を推進します。
- ・ 「ノーマイカーデー」や「バス・鉄道利用促進デー」など、公共交通機関

の利用促進のため普及啓発を実施します。

- ・ 環境への負荷の少ない持続可能な歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり
にふさわしい公共交通輸送の在り方等について研究を進めます。
- ・ 物流拠点としての本県港湾の利便性の向上により、二酸化炭素等の排出量
が少ない船舶の利用の促進を進めます。

廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進

「福島県廃棄物処理計画」の推進を図り、県民及び市町村等が連携して行う廃棄物等の発生の抑制や循環資源の循環的利用に関する活動を促進するため、情報の提供等必要な施策を行います。

また、「3R」を積極的に推進し、循環資源を利用して製造された優良な製品の認定、当該認定を受けた製品の普及促進等に努めます。

【具体的な施策】

- ・ 廃棄物（ごみ）ゼロを目指したアイデアや取組みを募集し、顕彰や取組事例の紹介を行うなど、ゼロエミッション^{コラム}の実現に向けた取組みを推進します。
- ・ 物を修理して長期間使用することの取組みを推進します。
- ・ 過剰包装防止対策を推進し、ごみの減量化を図ります。
- ・ 家庭等の生ごみの自家処理を推進します。
- ・ 容器包装リサイクル法に基づく再商品化を促進するため、標準的な分別収集方法の普及等、市町村への助言を行うことにより分別収集の促進を図ります。
- ・ 集団回収を促進し、リユースやリサイクルを推進します。
- ・ 溶融スラグの利用促進等により、リサイクルを推進します。
- ・ 資源有効利用促進法及び建設リサイクル法に基づき、建設副産物の発生抑制、再資源化等建設リサイクルを推進します。
- ・ 食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量等食品リサイクルを推進します。
- ・ 家電リサイクル法に基づき、家電製品の収集、運搬、再商品化の推進等家電リサイクルを推進します。
- ・ 自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車に係る廃棄物の減量、再資源化の推進等自動車リサイクルを推進します。
- ・ 農業用使用済みプラスチックの適正処理とリサイクルを推進します。また、生分解性プラスチック等の導入による排出の抑制に努めます。
- ・ 汚水処理汚泥の減量化やリサイクルを推進します。
- ・ うつくしま、エコ・リサイクル製品の認定や、県による優先的な使用及び普及促進を図ります。

コラム

ゼロエミッション

ある産業で排出される廃棄物を、別の産業の原材料として活用し、地球全体として廃棄物をゼロにすることを旨として、平成6年に国連大学により提唱されました。

ゼロエミッションは、「廃棄物ゼロ」を意味しますが、それだけでなく、物を大切に使う、長持ちする製品を作る、使い終わった製品はリサイクルさせて何度も使うなど、最近では有限な地球を前提とした循環型社会形成の重要なコンセプトとなり、廃棄物を出さない経済社会、地域社会、企業活動等を表すより広い意味を持つキーワードとして使われています。

本県では、平成15年に大学、関係企業・団体及び行政の代表者で構成する「福島県ゼロエミッション推進検討会」を設置し、県民、団体、事業者及び行政等がゼロエミッションの実現に向けた取組みを進めるに当たっての参考として、「ゼロエミッション普及推進マニュアル」を策定しました。具体的には、次の8つの「推進モデル」を示して促進を図っています。

【8つの推進モデル】

県民におけるゼロエミッション・推進モデル

エコステーションを核としたエコ商店街・推進モデル

事業所からの発生古紙回収によるゼロエミッション・推進モデル

ゼロエミッション工業団地・推進モデル

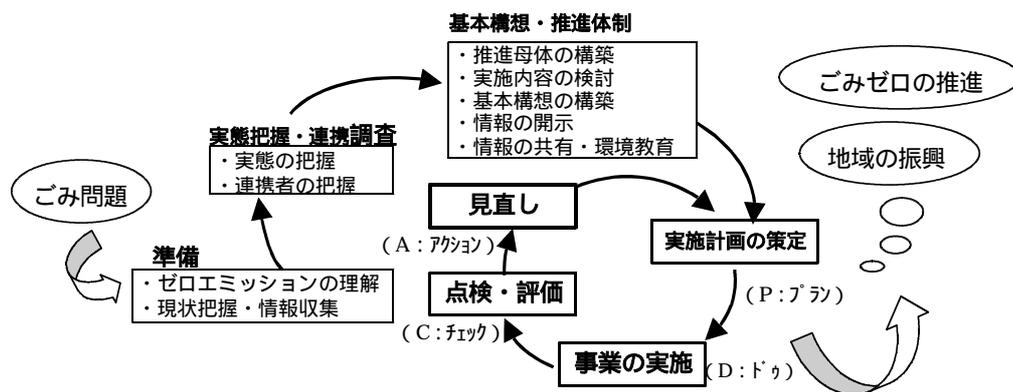
飲食店・旅館等から排出される生ごみのたい肥等利用・推進モデル

建設廃棄物のリサイクル・推進モデル

エコ観光地・推進モデル

グリーン購入、行政機関・推進モデル

【ゼロエミッション普及推進マニュアルのフロー】



なお、廃棄物をゼロにする活動は、このほかに「ゼロ・ウェイスト」として取り組まれている事例もあります。

事業者による循環型社会の形成への取組みの促進

事業者による循環型社会の形成への取組みを促進するため、情報の提供、循環型社会の形成に自ら努めていると認められる事業所の認定その他必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全施設の整備に必要な資金の融資をあっせんします。
- ・ ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む県内の小売店、事業所、飲食店等を認定し、環境にやさしい取組みを広げることにより、ごみの減量化やリサイクルの一層の推進を図ります。
- ・ 事業者における環境負荷低減活動を促進するため、I S O 14001 やエコアクション21など環境マネジメントシステムに関するセミナーや説明会を開催します。
- ・ 企業群、組合等が実施する環境負荷低減の取組みについて支援を行います。
- ・ 商店街等において循環型社会の推進と活性化効果が期待される取組みを支援します。
- ・ 事業者が、環境保全への取組状況を広く社会に公表するための環境報告書や環境保全に関する事業等の費用対効果を定量的に明らかにする環境会計についての啓発を図ります。

環境物品等への需要の転換の促進

県民等が物品を購入し、若しくは借り受けあるいは役務の提供を受ける場合は、^{コラム}環境にやさしい物品等を選択することを促進するため、普及啓発その他の必要な施策を行います。

また、県は、グリーン購入法に基づき、環境にやさしい物品等への需要の転換を促進するため、物品及び役務の調達にあたっては環境にやさしい物品等を選択するよう努めます。

【具体的な施策】

- ・ 省エネルギーに優れた製品や再生利用製品など、^{コラム}環境にやさしい物品等の購入（以下「グリーン購入」という。）のより一層の普及啓発を図ります。
- ・ 物品の購入にあたっては、グリーン購入に努めるとともに、うつくしま、エコ・リサイクル認定製品の優先購入に努めます。

コ ラ ム

環境にやさしい物品等（グリーン購入）

環境にやさしい商品認定マーク一覧表

<p>エコマーク</p>  <p>環境保全に役立つ日用品や文具などの商品につけられるマークです。</p>	<p>グリーンマーク</p>  <p>古紙を40%以上使って作られたノートなどについているマークです。</p>	<p>牛乳パック再利用マーク</p>  <p>牛乳パックから作られたトイレトーパーパなどに表示されているマークです。</p>
<p>省エネ性マーク</p>  <p>省エネ法に基づき定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示するマークです。エアコンなどについています。</p>	<p>国際エネルギースタースターマーク</p>  <p>国際エネルギースタースタープログラムにより設けられた基準をクリアしたパソコンなどに表示されているマークです。</p>	<p>再生紙使用マーク</p>  <p>古紙の含まれる割合（古紙配合率）について表示するマークです。</p>
<p>間伐材マーク</p>  <p>間伐材を用いて作られた机・椅子などの製品に表示されているマークです。</p>	<p>環境共生住宅認定マーク</p>  <p>環境に与える負荷がより小さく、生活の質がより高いと認定された住宅に表示されているマークです。</p>	<p>低排出ガス車認定マーク（平成17年排出ガス基準）</p>  <p>自動車の排出ガス低減レベルを示すマークで、低減レベルにより、4つ星、3つ星の2段階があります。（平成12年排出ガス基準による認定マークもあります。）</p>
<p>FSC認証マーク</p>  <p>適切な森林管理がなされていると認証された森林から出された木材・木材製品（紙製品を含む。）に表示されるマークです。</p>	<p>ペットボトルリサイクル推奨マーク</p>  <p>ペットボトルをリサイクルして作られた繊維、シート、ボトル、成形品などに表示されているマークです。</p>	<p>うつくしま、エコ・リサイクル製品認定マーク</p>  <p>主として県内で生じた廃棄物等を利用して県内の事業所等で製造した優良な製品に表示されているマークです。</p>

・マークには他にも種類があります。

・マークが付いた商品以外にも、詰替用洗剤、生ごみ処理機など環境にやさしい商品があります。

地産地消の促進

県内における資源の利活用と地域経済循環の活性化に向けた地産地消の取り組みは、エネルギー消費の抑制等環境への負荷の低減に資する効果もあることから、県民等のさらなる地産地消の促進に努めます。

【具体的な施策】

- ・ 県の主催する会議やイベント等において県産品等の積極的な利用に努めます。
- ・ 全県的な運動として地産地消を推進し、「地産地消月間」を契機として地域が有する資源の利活用を促進します。
- ・ 公共施設等の県産木材や石材等の積極的な活用や県産資材の利用促進を図ります。
- ・ 地産地消に積極的に取り組む県内の店舗を指定すること等を通じて、地産地消の普及と県産品の利用拡大を図ります。
- ・ 食品産業等（加工・外食・中食等^{なかしょく}）や学校給食等における県産農林水産物の利活用の拡大を図ります。

バイオマス製品の利用促進

バイオマスは、植物が光合成を行う限り枯渇することがない再生可能な資源であるばかりでなく、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素を新たに増加させない資源です。森林資源や海洋資源等地球上の広範囲にわたって莫大な量があることから、現在利用していないバイオマスをエネルギー源として有効に活用すれば、化石燃料の一部を代替する有望な資源となります。このため、福島県バイオマス総合利活用指針「うつくしまバイオマス21」に基づき、必要な施策を行います。

また、バイオマスのカスケード利用を推進するとともに、地域にあるバイオマスを、その地域に関わりのある人や技術等を生かしながら、その地域で消費し、可能な限り余すことなく循環利用できるよう努めます。

【具体的な施策】

- ・ 農林業や農村等から発生する家畜糞尿など有機性資源の循環利用を進めるため、たい肥化とその流通・利用の促進を図ります。
- ・ 間伐材や剪定枝など木質バイオマスの利用促進を図ります。
- ・ 地域^{コラム}における廃食油等の利活用を推進します。

コ ラ ム

地域における廃食油等の利活用例（菜の花プロジェクト）

菜の花プロジェクトは、昭和51年頃、琵琶湖の水質悪化が深刻化する中で、消費者が中心になって始めた、合成洗剤に代えて石けんを使おうという「石けん運動」が、「家庭から出る廃食油を回収して石けんへリサイクルする運動」に発展し、さらに、ドイツのなたね油プログラムに習うことで、平成10年に滋賀県愛東町（現在は東近江市）で誕生した取組みです。

具体的な内容は、転作田等に菜の花を植え、なたねを収穫し、搾油してなたね油に。そのなたね油は、家庭での料理や学校給食に使い、搾油時に出た油かすは肥料や飼料として使う。廃食油は回収し、石けんや軽油代替燃料（バイオディーゼル燃料：BDF）にリサイクルし、地域で利活用する。という「地域独立の資源循環サイクル」の取組みです。

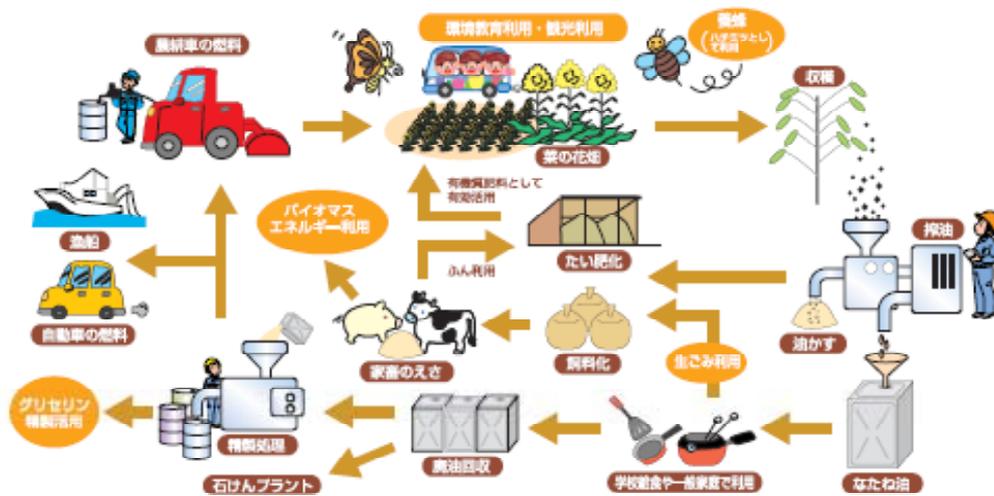
かつては広く栽培されていた菜の花で農地等の有効利用を図り、廃食油を資源として活用する点で、循環型社会の形成に有効な取組みであるとともに、軽油の代替燃料としてBDFを利用することは、化石燃料の消費を抑制し、地球温暖化防止対策としての効果もあります。また菜の花の栽培及び廃食油の回収を通じて、地域住民の環境意識の向上にもつながるものです。

この資源循環サイクルは、菜の花プロジェクトに意欲的に取り組んできた愛東町での成果をもとに、さらに養蜂との連携、菜の花の観光利用、小中学校での環境教育としての利用など、地域においてより深い資源循環サイクルへと広がっており、その取組みが全国に波及してきています。

本県では、菜の花栽培による食用油の生産が須賀川市（旧長沼町）や埴町で行われているとともに、廃食油の回収によるBDFの精製、利用が、須賀川市、いわき市及び北塩原村で行われています。

このうち北塩原村では、村が村内の一般家庭や宿泊施設等から廃食用油を収集し、全量をBDFにした上で、村の観光用レトロバスや公用車の燃料として使用しています。

【菜の花プロジェクトのフロー】



産業廃棄物の適正処理

「福島県廃棄物処理計画」に基づき、産業廃棄物の発生・処分及び処理が適正に行われるよう努めます。

【具体的な施策】

- ・ 事業者や処理業者の設置する産業廃棄物処理施設等について、立入検査の実施等により適正処理の推進を図ります。
- ・ 産業廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見等のため、不法投棄監視員の配置や時間外の警備会社への監視委託等、産業廃棄物不法投棄の防止対策を推進します。
- ・ 産業廃棄物の適正処理を行うための産業廃棄物処理施設の確保に向けて、各種施策に取り組みます。

環境の保全上の支障の防止及び除去等

循環資源の利用又は処分に伴う環境の保全上の支障の防止及び除去並びに安全の確保を図るため、条例等に基づき必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 循環資源の利用や処分により、大気、水及び土壌の汚染等の環境保全上の支障が生ずることを防止するため、必要とされる措置を講ずるよう指導を行います。
- ・ 循環資源の不適正な処分により、環境が汚染され、あるいはそのおそれがある場合、環境保全上の支障の除去のために必要な措置を講じます。
- ・ 住民の健康及び生活環境の安全の確保のため、循環資源が不適正に利用又は処分されないよう監視をします。

(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換

～「もったいない」の心が生きている社会を目指して～

循環型社会の形成には、県民一人ひとりが、日常生活、学問・研究や事業活動などあらゆる場面において、環境の保全が最優先されるべき課題と認識し、環境問題の解決方法について自ら考える能力を身に付けるとともに、自ら率先して取り組むことが必要です。このため、「もったいない」や「足るを知る」等の日本人に伝統的に引き継がれてきた心を生かすなど環境教育・学習等により、家庭や学校等において意識や価値観の転換を促すことが求められています。そこで、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルが文化として定着するよう次のことに取り組みます。

循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等

地球温暖化をはじめとした地球環境問題や、その解決策としての資源及びエネルギーの節約、物を大切にすること、またそれに値する物を作ること、不用にな

った物を修理・改造して利用すること、地元で生産された物を地元で利用することなど、循環型社会の形成に向けた県民等の理解を促進するため、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実等必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 学校生活における省資源・省エネルギーをはじめとした環境負荷低減に関する実践を進め、児童生徒の主体的な行動力の育成を図ります。
- ・ 環境問題に関する専門家等を講師として活用し、児童生徒の環境学習の充実を図るとともに、様々なテーマによる体験を重視した環境教育を行うことのできる指導者の育成を図ります。
- ・ 環境への関心を深めてもらうため、各種団体や市町村等が行う研修会等に対し、環境アドバイザー等を派遣し、講演やアドバイスをを行います。
- ・ 環境の現状や体験型の学習プログラム等の環境情報をデータベース化し、インターネット等により提供します。
- ・ 自然体験等を通じた環境学習により、自然を愛護する態度と、環境保全のリーダーとして活躍できる実践的な力を身につけた児童生徒の育成を図ります。
- ・ 環境保全への理解を深めるため、エコツーリズム等により、自然体験・自然学習活動を推進します。
- ・ 地域や学校、環境保全活動団体等が、情報を交換し、協力して活動を展開することができるようネットワークづくりを促進します。

県民等の自発的な活動の促進

県内で取り組まれてきた「4 R運動」^{コラム}、「マイバッグ運動」^{コラム}や各種リサイクル活動を始め、最近の「もったいない運動」など県民等が行う循環型社会の形成に関する自発的な活動を促進するため、技術・技能や経験を持った人材の活用や人材の育成を図るとともに、情報の提供その他の必要な支援を行います。

また、自発的活動の動機付けとして、本計画の「別表1」として「もったいない50の実践」を例示するなど、誰もが身近にできる取組みを促進します。

【具体的な施策】

- ・ 環境にやさしいライフスタイルが実践されるよう、家庭におけるエネルギーの利用状況を把握する環境家計簿の普及を図ります。
- ・ 地域や団体で環境保全活動を行っている県民を対象として講習会を開催し、環境教育や環境保全活動のリーダーを養成し、環境保全活動の裾野の拡大と活性化を図ります。
- ・ 県民、事業者及び行政等が、環境保全活動について、それぞれの役割を尊重しながら、共通の理解に立って相互の交流・連携が図られるよう支援します。
- ・ 県民主導の「もったいない運動」が広く展開できるよう支援を行います。

コ ラ ム

「4 R 運動」と「マイバッグ運動」

「3 R」にごみの抑制（リフューズ：Refuse：ごみになるものを拒否する）や修理（リペア：Repair：修理して使う）を加えて「4 R」、または「5 R」等を提唱する事例もあります。

県内では、県商工会連合会が、循環型社会の実現を目指して、資源・環境問題を経営活動に携わる者の自らの課題として認識するとともに、消費者の生活意識の変革を促すことに重点を置いて、平成9年度から、「3 R」に抑制（リフューズ）を加えた「4 R 運動」を推進しています。

また、同連合会は、平成6年から、買い物に自分の買物袋を持って行き、レジ袋を使わないようにする「マイバッグ運動」にも取り組み、各商工会は、グロサリーバッグ（生鮮品を除いた日用品等を入れるバッグ）を作成して、消費者へ配布するなどの活動も行っています。

（4）共通の施策

その他、循環型社会形成の共通の施策として次のことに取り組みます。

調査の実施

循環型社会の形成に関して、県内の実態やニーズを把握するため、必要な実態調査や県民等に対するアンケート等を実施します。

科学技術の振興

循環型社会の形成に関する科学技術の振興を図るため、産、学、官における研究開発はもとより、それらの連携・協働による研究開発の推進やその成果の普及その他の必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ ハイテクプラザにおいて、排熱回収システムや新エネルギー発電システム等の研究・開発を行います。
- ・ 農林業関係試験研究機関において、環境負荷低減技術や木質資源等の利用技術の開発を行います。
- ・ 民間の技術開発を支援するとともに、開発した新たな技術の活用に努めます。

経済的措置

循環型社会の形成に関する施策を実施するため、^{コラム}産業廃棄物税や^{コラム}森林環境税を活用するなど必要な経済的措置を行います。

コ ラ ム

産業廃棄物税と森林環境税

次の趣旨で創設され、平成18年4月1日から施行される県税です。

【産業廃棄物税】

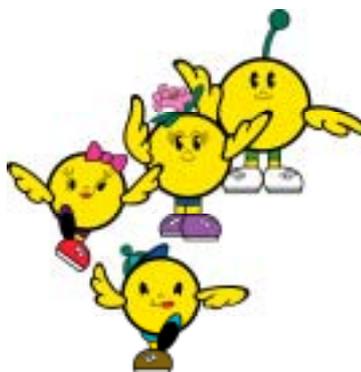
本県の循環型社会形成に向けた取組みの一環として、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てることを目的としています。

排出された産業廃棄物が県内の最終処分場に埋め立てられる際に、排出事業者又は中間処理業者を納税義務者として課税されるものです。

【森林環境税】

水源のかん養、県土の保全等県民福祉の向上に資する森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、豊かな森林を健全な状態で将来の世代に引き継げるよう、森林所有者や林業への助成という従来の枠組みを超えた県民参加の視点に立ち、水源地域など公益性の高い森林の整備保全、間伐材や木質バイオマスなど森林資源の有効活用、森林環境学習や森林ボランティアの支援等県民参加の推進、市町村が県と一体となつて取り組む^{もり}森林づくりの支援など、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費に充てることを目的としています。

県民税均等割に加算する方法により課税されるものです。



7 計画の推進

循環型社会の形成は、国においては、「循環型社会形成基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」(以下「国計画」という。)により推進されていますが、本計画は、^{コラム}国計画と相まって、本県の実情に則して、独自性と主体性を持って本県が取り組むべきビジョンや施策等を掲げるものです。目標に向かって、行政はもとより、県民、事業者、民間の団体等ができることから自主的に取り組むとともに、あらゆる主体が連携し県民総参加で推進していきます。

コ ラ ム

循環型社会の形成に向けた国と県の特徴と関係

国では、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で、「循環型社会」とは、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としています。そして、当該法律に基づいて、平成15年3月に「循環型社会形成推進基本計画」が策定され、諸施策が推進されています。

一方、本県においては、本県の恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくとの基本的考え方に立って、「循環型社会」を「適正な資源循環が確保されること等により、資源の消費及び廃棄物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会」と定義付け、循環型社会形成の対象を資源循環のみならず自然循環まで広げるとともに、心のあり方やライフスタイルの転換をも視野に入れた独自の「福島県循環型社会形成に関する条例」を平成17年3月に制定しました。

そして、本計画では、

自然循環の保全

適正な資源循環の確保等

心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換

という条例の3つの理念を施策推進の柱として、循環型社会の形成を目指すこととしています。

本県の主体的な取り組みは、国の取り組みと相まって、より本県の特性に応じた循環型社会の形成を推進していこうとするものであり、本県の考え方や取り組みが広く県外にも波及していくことを目指すものです。

(1) 県民の役割

県民一人ひとりには、恵み豊かな環境を子や孫の世代に引き継いでいくとの考えに立って「もったいない」や「3R」を実践するなど、できる限り環境に負荷をかけないような生活・行動を実践することにより、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルの実現に努めます。

- ・ 自然を利用するにあたっては、自然の保護に配慮し、自然循環が健全に保たれるよう努めます。
- ・ 日常生活において、廃棄物等の排出者としての自覚と責任を持ち、廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の自家処理や分別排出に努め、無駄を省き、廃棄物を少なくする生活を実践します。
- ・ 消費活動において、グリーン購入に努めるなど環境負荷の小さな事業活動を実践している事業者を支援することで、事業者の資源循環に向けた取組みを促します。
- ・ 修理等によって製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物になることを抑制するとともに、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めます。
- ・ 地域の一員として、NPO、NGOや行政等の活動に対して協力・支援することで、地域の取組みを促進します。
- ・ 県又は市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力します。

(2) 民間の団体等の役割

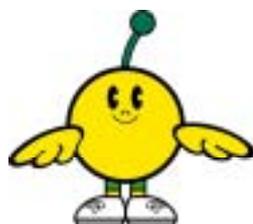
NPO、NGOや事業者団体など民間の団体等は、循環型社会形成に資する取組みを自主的且つ主体的に実践するとともに、関係事業者等及び行政と連携し、又それらの活動を補完、支援するなど、循環型社会づくりを加速する役割として、次のことに取り組みます。

- ・ 循環型社会の形成に向けた県民、事業者等の理解を促進するため、知識の普及啓発に努めます。
- ・ 心の豊かさを重視した賢い県民のライフスタイルへの転換を図るため、「もったいない」運動等環境保全を図る県民主体の地域の活動に取組みます。
- ・ 「3R」を推進する先導的な取組みを行います。
- ・ 自ら、又は産学民官の連携・協働による研究開発に取り組むとともに、その成果の普及に努めます。
- ・ 自らもグリーン購入に努めます。

(3) 事業者の役割

事業者は、排出者責任及び拡大生産者責任の考え方に基づき、その事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減を図り、自然循環の保全と適正な資源循環が確保されるよう次のことに取り組みます。

- ・ 原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を行います。
- ・ 原材料等がその事業活動において循環資源となったときは、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を行います。
- ・ 循環的な利用が困難な循環資源については、自らの責任において適正な処分をします。
- ・ 製品、容器等の製造・販売を行う事業者は、当該製品、容器等が廃棄物となることを抑制するため、再使用・再生利用しやすい材料を使用して製造するとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分を表示し、適正に循環的な利用が行われることを促進し、その適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を行います。
- ・ 製品の修理等の需要に応えるサービスの提供に努めます。
- ・ 再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、県や市町村等が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力します。
- ・ 廃棄物の「3R」の推進、適正処分に主体的に取り組むとともに、減量化や再資源化に向けた取組みを関係団体等と協力して進めるなど、循環型社会経済システムを構築する役割を担います。
- ・ 自らもグリーン購入に努めます。



コラム

「排出者責任」及び「拡大生産者責任」

「排出者責任」とは、廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクルや処理に関する責任を負うべきとの考え方であり、廃棄物・リサイクルの対策の基本的な原則のひとつです。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物のリサイクルや処理を自ら行うこと等が挙げられます。

廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者は、その廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にあります。

また、「拡大生産者責任」とは、生産者が、自ら生産した製品について、生産・使用段階だけでなく、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方です。具体的には、製品の設計を工夫すること、製品の材質又は成分を表示すること、一定の製品について廃棄された後に生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が挙げられます。

現在の廃棄物問題の解決のためには、「出された廃棄物を適正に処理する」という対応では限界があり、物の製造段階にまで遡った対策が必要になっていることから、この「拡大生産者責任」の考え方が重要になっています。

(4) 行政の役割

市町村

市町村は、一般廃棄物の処理責任者として、適切な処理・処分を実施するため、次のことに取り組みます。

- ・ 一般廃棄物の減量化・リサイクルを推進するため、住民、事業者等に対して、積極的に情報提供を行うなど、意識の啓発に努めます。
- ・ 容器包装のリサイクルを促進するため、容器包装廃棄物の分別収集に努めます。
- ・ グリーン購入に率先して取り組みます。
- ・ 県民、NPO、NGO等の取組みへの支援や地域特性を考慮した事業の展開等を通じて、循環型社会の構築に努めます。

県

県は、循環型社会の形成に関する施策を総合的に調整、推進する立場から、関係法令の適正な施行に努めることはもとより、次のことに取り組みます。

- ・ グリーン購入に率先して取り組みます。

- ・ 市町村が当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するために必要な支援を行います。
- ・ 県民、民間の団体等、事業者、市町村の取組みに対する支援、取り組み易い環境の整備、関係主体間の連携促進等に努めます。
- ・ 環境保全活動を促進するためには、環境教育が不可欠であることから、学校教育や社会教育等各分野での環境教育を推進するとともに、人材の育成や情報提供、学習の場の提供等を行う、総合的な環境教育の拠点の整備について検討します。
- ・ 循環資源に関する環境技術や国内外での取組み等について、情報を収集・提供するとともに、課題解決のための調査・研究を行います。
- ・ 本計画の循環型社会の形成に向けた考え方や取組みについて、県内に限らず広く他の都道府県や国等に発信し、それらの取組みとの調整を図りながら、必要に応じて連携・協働による広域的な取組みを行います。

(5) 連携

大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルは、日常生活、事業活動等社会全般に浸透しています。

今後、これまでの価値観を見直し、循環型社会にふさわしいライフスタイルに転換していくためには、県民、民間の団体等、事業者及び県や市町村の各主体がそれぞれの役割を果たしていただくだけでは大きな成果を上げていくことはできません。

循環型社会の形成は、総合的な取組みであることから、あらゆる分野・領域を超えて多様な知恵を結集するとともに、産学民官の各主体が幅広く連携するなど、超学際的に連携をすることが必要です。そのため、横断的な情報交換や交流の場を積極的に設けるなど、ネットワークづくりに努めます。



コラム

産学民官の連携による取組事例

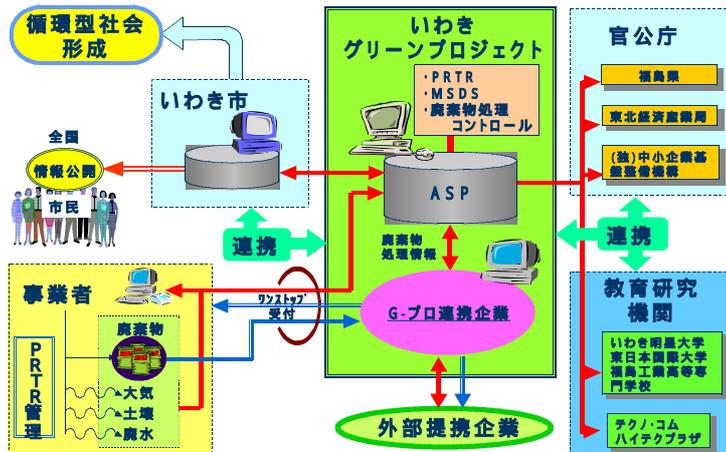
【事例1】いわきグリーンプロジェクト研究会

いわき市では、産学民官が連携して環境産業育成に向けて取り組んでいます。

いわきグリーンプロジェクト研究会では、地域における市民/行政/教育・研究機関/企業等の約40の組織が参画し、循環型社会形成につながる環境産業の振興に向け、事業化につながる分科会の開催等着実に成果を上げています。

分科会は第1ステップの研究 【いわきグリーンプロジェクト研究会のシステム】

研究分科会と第2ステップの事業化分科会があり、事業化分科会では、これまで、茶殻から抽出されるカテキンなどの有効成分を利用したりサイクルの取組みや家庭から排出される食用油などを回収し、軽油代替燃料や切削油に再生品化する取組みなどが行われています。



【事例2】おだかAMO (Agriculture Management Organization)

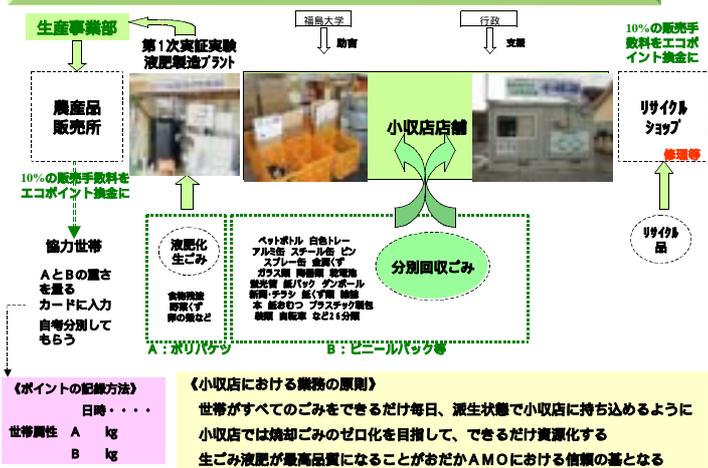
おだかAMOでは、福島大学の教授のアドバイスや行政の全面的な支援のもと、地域の資源を活用した資源リサイクル事業を推進しています。

第一次実証事業では、食品 【おだかAMOのシステム】

リサイクルとして町内の55世帯が「小高リサイクル広場」の生ごみ処理施設にごみを持ち込み、有機土壌活性液を生成し、農作物栽培の土づくりに利用しています。

また、現在は第二次実証事業として一般家庭のすべてのごみを資源化するため約300世帯が協力し、26種類のごみが

おだかAMO第2次実証実験～小取店事業～



「小取店」に持ち込まれて「リサイクル土」の指導のもと分別収集されています。

【事例3】あだたら環境農業研究会

二本松市の岳温泉地区では、旅館等の食品残さを利用した食品リサイクルに取り組んでいます。

あだたら環境農業研究会の

【あだたら環境農業研究会のシステム】

岳温泉旅館協同組合（15軒）、國分農場（畜産農家）、二本松有機農業研究会（8戸）では、旅館等から発生する食品残さと畜産農家の糞尿を混ぜてたい肥化し、有機農業研究会でそのたい肥を利用して有機野菜を生産、生産された有機野菜は旅館で利用するという「あだたら野菜クル」が行われ



ています。また、地域のリサイクル意識の高揚を目的に、現地研修会や見学会さらにはイベントを開催する等活発な活動を行っています。

平成16年12月には、各々の役割や意識を保持し、この取組みを永続的なものとするため、行政（二本松市）の立ち会いのもと、3者間で「岳温泉循環型環境リサイクル協定」の調印を行っています。

8 進行管理

- (1) 各施策の取組みについては、毎年度の実績を取りまとめ、循環型社会形成庁内推進会議においてPDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、結果等を公表します。
- (2) 主な施策のうち達成度を数量的に把握できるものについては、「別表2」として数値目標を設定します。
- (3) 本計画は、最終年度（平成22年度）に点検を行い、その結果等を踏まえ、次期計画を策定します。

別表 1

もったいない50の実践

- | | |
|-------|--|
| 水 | <ul style="list-style-type: none">・ 水道を出しっぱなしにしないようにしましょう。・ 油や生ごみは排水に流さないようにしましょう。・ 洗剤は適量を使用しましょう。・ お風呂の水は洗濯などに利用しましょう。・ 台所では水切りネットを使用しましょう。・ 米のとぎ汁は、庭木や花壇にまいて肥料として利用しましょう。 |
| 自然 | <ul style="list-style-type: none">・ 身近なところに花や木を植えましょう。・ 行楽でのごみは持ち帰りましょう。 |
| 電気・燃料 | <ul style="list-style-type: none">・ 使わない部屋の照明は消しましょう。・ 休み時間の照明は消しましょう。・ コンセントを抜き待機電力を減らしましょう。・ 見ていないテレビは消しましょう。・ 夏のクールビズ、冬のウォームビズに努めましょう。・ 冷暖房機器は適正な温度に設定しましょう。 |
| 自動車 | <ul style="list-style-type: none">・ 近い場所には車でなく、徒歩や自転車でいきましょう。・ 燃費のよい車に乗りましょう。・ マイカー移動でなく公共交通機関を利用しましょう。・ アイドリングストップに努めましょう。・ 車の相乗りに努めましょう。・ 車の定期的な点検・整備を行いましょう。 |
| 衣服 | <ul style="list-style-type: none">・ 古着をリフォームして使いましょう。・ 不要になった衣服は譲り合いましょう。・ 衣類を生地にしてリサイクルしましょう。 |
| 紙 | <ul style="list-style-type: none">・ 紙は両面を使用し無駄に使わないようにしましょう。・ 紙はリサイクルしましょう。 |
| ごみ | <ul style="list-style-type: none">・ できるだけごみを出さないように努めましょう。・ ごみの分別は徹底的に行いましょう。 |

- ・ 生ごみを堆肥化してリサイクルしましょう。
 - ・ ごみのポイ捨てはやめましょう。
- 食品
- ・ 料理は食べられる量だけ作りましょう。
 - ・ 食べ残しをしないようにしましょう。
 - ・ 料理方法を工夫して、材料を無駄なく使い切りましょう。
 - ・ ばら売りや量り売りを利用しましょう。
- 食器等
- ・ 使い捨てのコップ、皿はなるべく使わないようにしましょう。
 - ・ できるだけ「マイはし」を使いましょう。
- 容器包装
- ・ 過剰包装を断りましょう。
 - ・ 飲み物はペットボトルより水筒を利用しましょう。
 - ・ マイバッグ（買い物袋）を持参して、レジ袋を断りましょう。
 - ・ リターナル瓶を利用しましょう。
- 買い物
- ・ フリーマーケットを活用しましょう。
 - ・ 洗剤やシャンプーなどは詰め替え品を買きましょう。
 - ・ エコマーク等の環境にやさしい商品を買きましょう。
 - ・ 買い物は必要なものだけ買しましょう。
- 製造・販売
- ・ 分別・リサイクルしやすい製品づくりに心がけましょう。
 - ・ 過剰包装はやめましょう。
- 全般
- ・ 捨てる前にもう一度考えましょう。
 - ・ 壊れたものは、できるだけ修理して使いましょう。
 - ・ 手作りを楽しみながらリサイクルしましょう。
 - ・ できる限り地元でできたものを利用しましょう。
 - ・ 先人の知恵や技を学びましょう。

「もったいない50の実践」は、県民からの353件の提案の中から50項目を選定したのですが、ここに掲げられていない項目についても施策推進の中で必要に応じて活用することとしています。

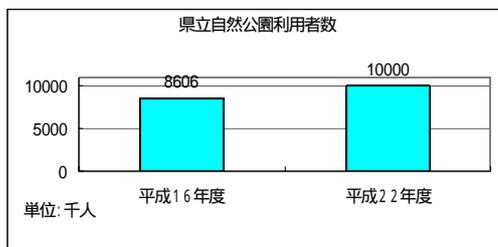
なお、これらは実践を強制するものではなく、「もったいない」の意識の醸成を図るとともに、一人ひとりが自発的な行動を起こす動機付けとして例示するものです。

別表 2

数 値 目 標

【自然循環の保全】

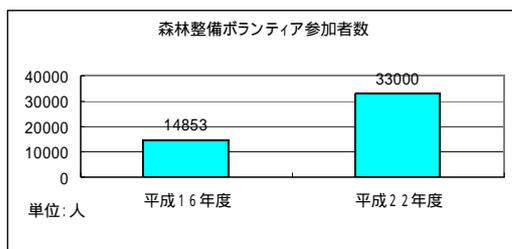
	平成16年度	平成22年度
県立自然公園利用者数	8,606千人	10,000千人



当該指標の採用計画等 うつくしま21、うつくしま環境プラン21等

指標の定義 県立自然公園の利用者数調査の合計数

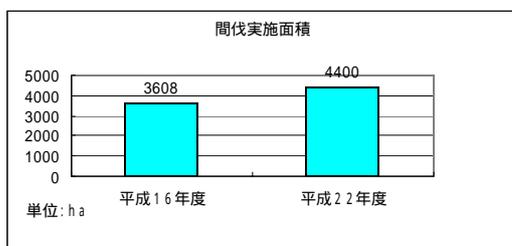
	平成16年度	平成22年度
森林整備ボランティア参加者数	14,853人	33,000人



当該指標の採用計画等 うつくしま21、うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21、福島県地球温暖化対策推進計画等

指標の定義 植栽や下刈り、間伐等森林整備ボランティア活動に参加した年間延べ人数

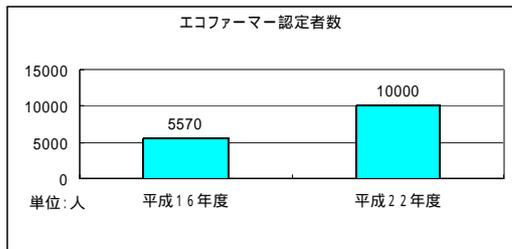
	平成16年度	平成22年度
間伐実施面積	3,608ha	4,400ha



当該指標の採用計画等 うつくしま21、うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21等

指標の定義 民有林(緑資源機構造林を除く)における間伐実施面積

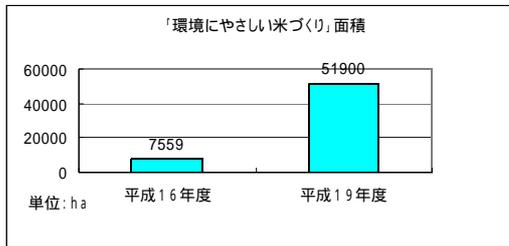
	平成16年度	平成22年度
エコファーマー認定者数	5,570人	10,000人



当該指標の採用計画等 うつくしま21、水田農業改革アクションプログラム、うつくしま農業・農村振興プラン21、うつくしま環境プラン21等

指標の定義 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、導入計画の認定を受けた農業者等

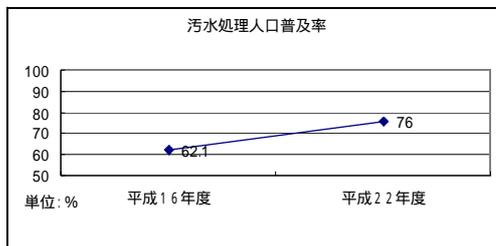
	平成16年度	平成19年度
「環境にやさしい米づくり」面積	7,559 ha	51,900 ha



当該指標の採用計画等 うつくしま21等

指標の定義 有機栽培による米づくり面積、特別栽培による米づくり面積及びエコファーマーによる米づくり面積の合計面積

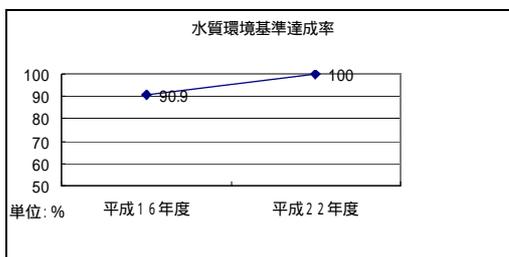
	平成16年度	平成22年度
污水処理人口普及率	62.1%	76%



当該指標の採用計画等 うつくしま21、うつくしま環境プラン21、福島県全県域下水道化構想等

指標の定義 下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽等への接続が可能な人口の割合

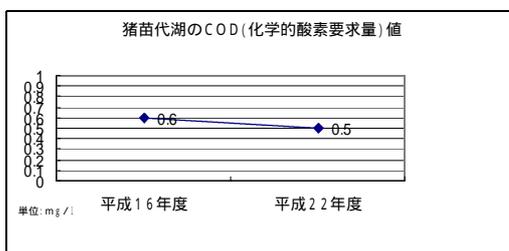
	平成16年度	平成22年度
水質環境基準達成率	90.9%	100%



当該指標の採用計画等 うつくしま21、福島県水環境保全基本計画

指標の定義 公共用水域のBOD又はCODに関する環境基準を達成した水域の割合

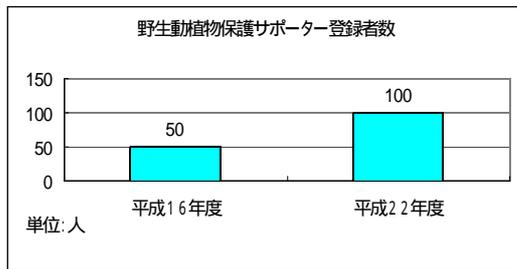
	平成16年度	平成22年度
猪苗代湖のCOD(化学的酸素要求量)値	0.6 mg/l	0.5 mg/l



当該指標の採用計画等 うつくしま21

指標の定義 公共用水域水質測定結果における湖沼のCOD値の年間平均値

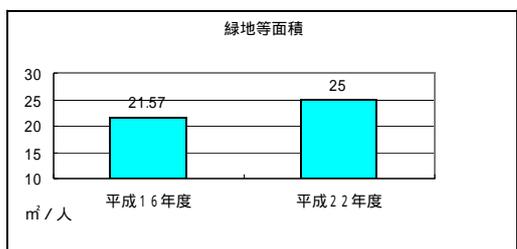
	平成16年度	平成22年度
野生動植物保護サポーター登録者数	50人	100人



当該指標の採用計画等 うつくしま21等

指標の定義 県民からボランティアによる福島県野生動植物保護サポーターを募集し、選考の結果登録された人数

	平成16年度	平成22年度
緑地等面積	21.57㎡/人	25㎡/人

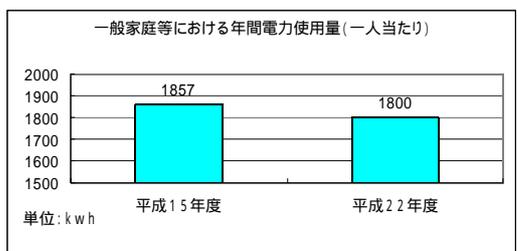


当該指標の採用計画等 うつくしま21、うつくしま環境プラン21、福島県地球温暖化対策推進計画等

指標の定義 都市公園面積及び地域制緑地面積（条例等によって将来にわたって担保された風致地区、緑地保全地域等）の合計面積

【適正な資源循環の確保等】

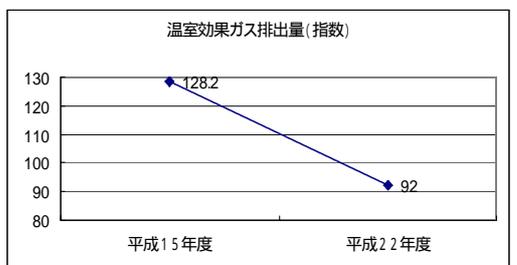
	平成15年度	平成22年度
一般家庭等における年間電力使用量（一人当たり）	1,857kwh	1,800kwh



当該指標の採用計画等 うつくしま21、うつくしま環境プラン21、福島県地球温暖化対策推進計画等

指標の定義 年間電力使用量を県人口で除したもの

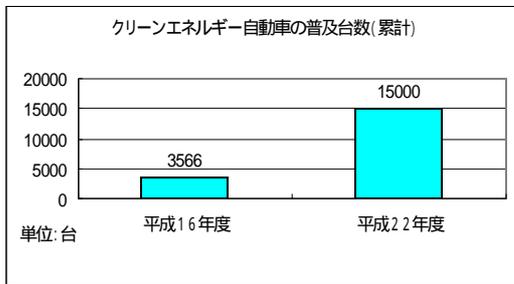
	平成14年度	平成22年度
温室効果ガス排出量（指数）	123.6	92程度



当該指標の採用計画等 福島県地球温暖化対策推進計画

指標の定義 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの県内における排出量（基準年度：平成22年度を指数100とする）

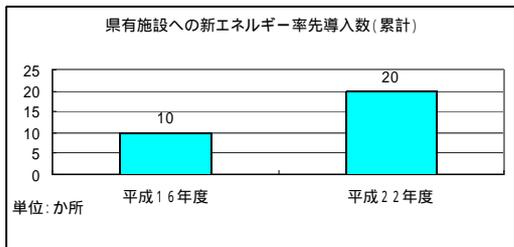
	平成16年度	平成22年度
クリーンエネルギー自動車の普及台数 (累計)	3,566台	15,000台



当該指標の採用計画等 うつくしま21、うつくしま環境プラン21、福島県地球温暖化対策推進計画等

指標の定義 県内における低公害(クリーンエネルギー)車保有台数(ハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車)

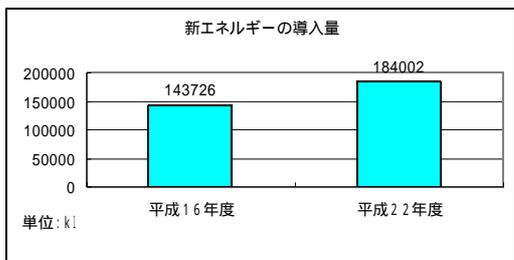
	平成16年度	平成22年度
県有施設への新エネルギー率先導入数 (累計)	10か所	20か所



当該指標の採用計画等 うつくしま21、うつくしま環境プラン21、福島県地球温暖化対策推進計画等

指標の定義 新エネルギーを導入した県有施設の箇所数(累計)

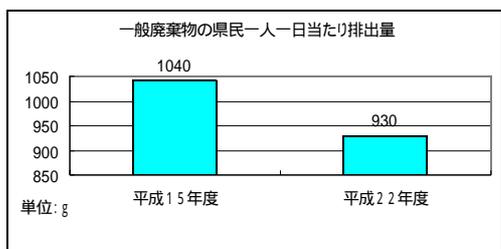
	平成16年度	平成22年度
新エネルギーの導入量	143,726k l	184,002k l



当該指標の採用計画等 うつくしま21、福島県地球温暖化対策推進計画、地球と握手! うつくしま新エネビジョン等

指標の定義 県内の新エネルギー導入量(原油換算)

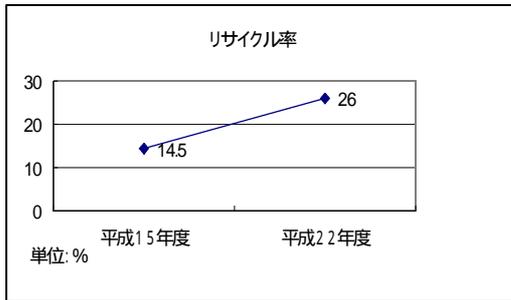
	平成15年度	平成22年度
一般廃棄物の県民一人一日当たり排出量	1,040g	930g



当該指標の採用計画等 うつくしま21、うつくしま環境プラン21、福島県地球温暖化対策推進計画、福島県廃棄物処理計画

指標の定義 一般家庭及び事業活動から排出される一般廃棄物(ごみ)の総排出量を県の総人口で除したもの

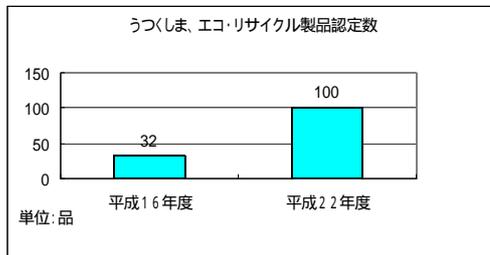
	平成15年度	平成22年度
リサイクル率	14.5%	26%



当該指標の採用計画等 うつくしま21、うつくしま環境プラン21、福島県地球温暖化対策推進計画、福島県廃棄物処理計画

指標の定義 焼却以外の中間処理後の資源化量、直接資源化量及び集団回収量の合計をごみ処理量と集団回収量の合計で除したもの

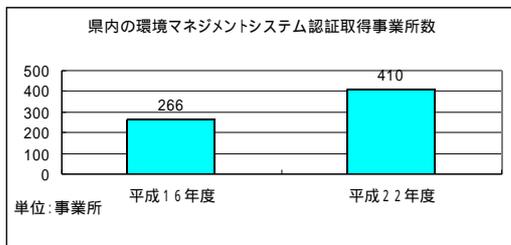
	平成16年度	平成22年度
うつくしま、エコ・リサイクル製品認定数	32品	100品



当該指標の採用計画等 福島県地球温暖化対策推進計画等

指標の定義 うつくしま、エコ・リサイクル製品として知事が認めた製品数

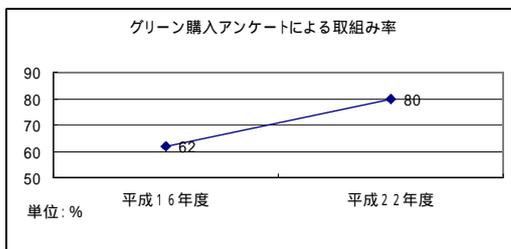
	平成16年度	平成22年度
県内の環境マネジメントシステム認証取得事業所数	266事業所	410事業所



当該指標の採用計画等 うつくしま21、福島県地球温暖化対策推進計画等

指標の定義 ISO審査登録機関への登録件数とエコアクション21の認証登録件数の合計(延べ事業所数)

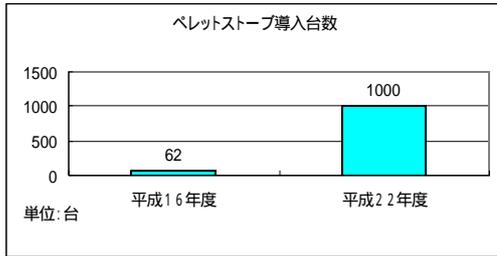
	平成16年度	平成22年度
グリーン購入アンケートによる取組率	62%	80%



当該指標の採用計画等 他計画になし

指標の定義 毎年実施しているアンケート調査において、「環境にやさしい買い物をしている。」と答えた消費者の割合

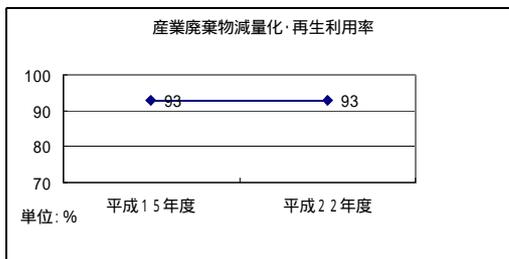
	平成16年度	平成22年度
ペレットストーブの導入台数	62台	1,000台



当該指標の採用計画等 他計画になし

指標の定義 県内におけるペレットストーブの普及台数

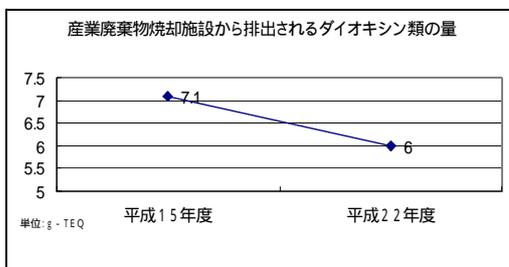
	平成15年度	平成22年度
産業廃棄物減量化・再生利用率	93%	93%



当該指標の採用計画等 うつくしま21、うつくしま環境プラン21、福島県地球温暖化対策推進計画、福島県廃棄物処理計画等

指標の定義 減量化・再生利用量を排出量で除したものの

	平成15年度	平成22年度
産業廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類の量	7.1g-TEQ	6g-TEQ

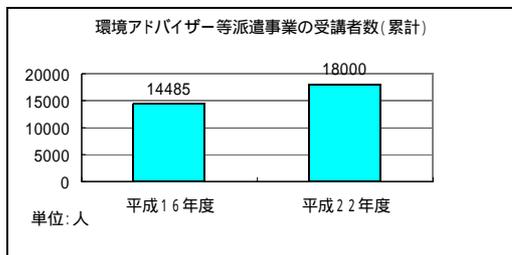


当該指標の採用計画等 うつくしま21、うつくしま環境プラン21等

指標の定義 ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設等（一般廃棄物焼却施設や産業廃棄物焼却施設等）のダイオキシン類測定結果と排出量（排水及び排出ガス量）から各施設のダイオキシン排出量を算出し、それらを合計して算出

【心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換】

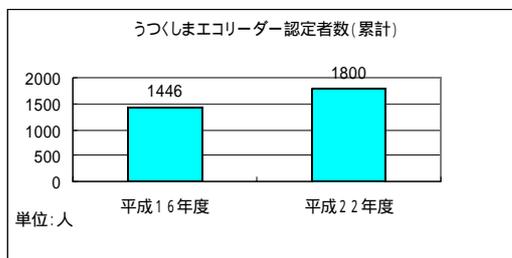
	平成16年度	平成22年度
環境アドバイザー等派遣事業の受講者数(累計)	14,485人	18,000人



当該指標の採用計画等 うつくしま環境プラン21、福島県地球温暖化対策推進計画等

指標の定義 環境アドバイザー等が派遣された講習会や学習会において受講した人数(累計)

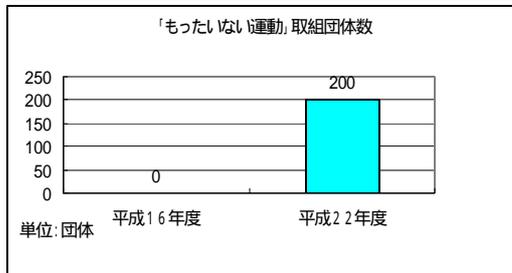
	平成16年度	平成22年度
うつくしまエコリーダー認定者数(累計)	1,446人	1,800人



当該指標の採用計画等 うつくしま21、うつくしま環境プラン21、福島県地球温暖化対策推進計画等

指標の定義 環境学習や環境保全活動のリーダー養成の講習会を受講した人数

	平成16年度	平成22年度
「もったいない運動」取組団体数	- 団体	200団体



当該指標の採用計画等 他計画になし

指標の定義 ワンガリ・マータイさんが提唱する「もったいない運動」に賛同した団体数

福島県における物質フローの概要

本県における「物質の流れ」について、各種統計データの積み上げを基礎に、産業連関表のデータによる県内外の移出入量の推計等を加えて、重量ベースで「物質フロー」を作成しました。統計資料の年度をできるだけ揃えるために、最新の福島県産業連関表の対象年である平成12年（暦年）時点で捉えた物質フローは、次のとおりとなっています。

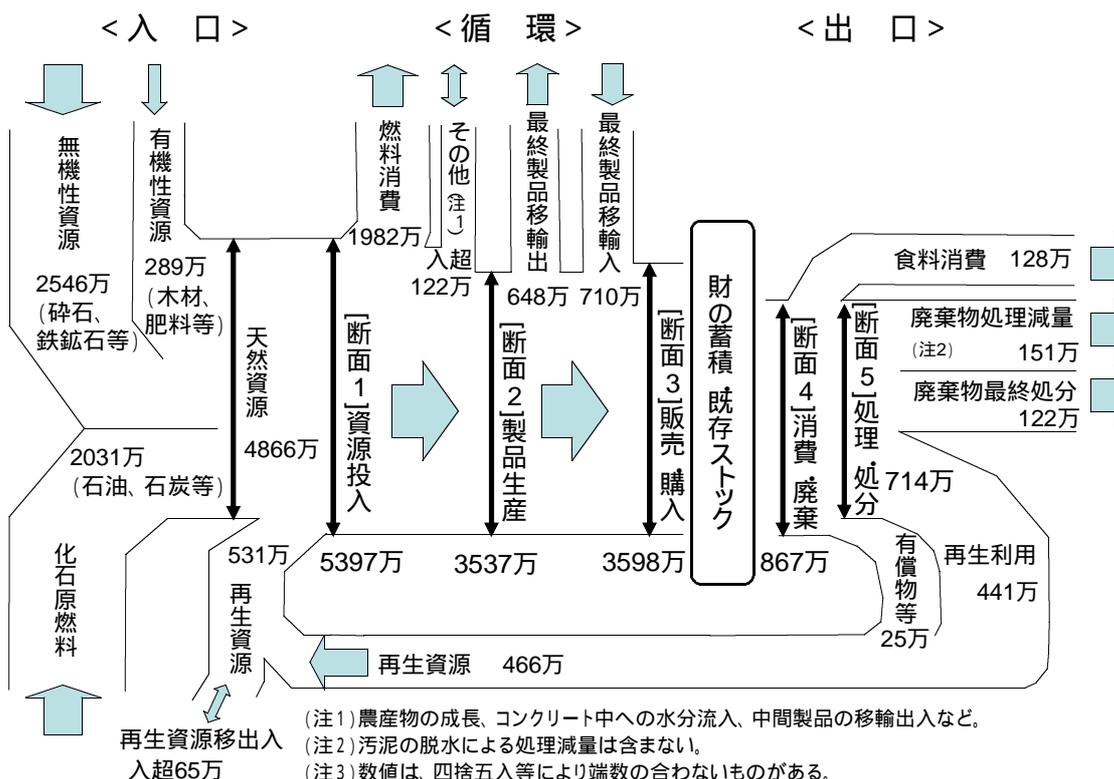


図 福島県の重量ベースによる物質フローの概要(平成12年、単位:トン)

この図では、「物質の流れ」を次の5つの断面でとらえています。

- 【断面1】資源投入：生産のための化石原燃料、無機性資源、有機性資源、再生資源の投入
- 【断面2】製品生産：製造業、建設業、農業等の事業活動における製品等の生産
- 【断面3】販売・購入：移輸出、移輸入後の最終製品の販売・購入
- 【断面4】消費・廃棄：食料摂取、有償物、廃棄物の排出
- 【断面5】処理・処分：廃棄物の減量化、再生利用、最終処分

また、この図から、福島県の物質フローにおける「入口」「循環」「出口」の主な特徴として、次のことがあげられます。

「入口」の特徴

資源投入の総量 5,397 万トンのうち、天然資源等の投入量は 4,866 万トンで 90 % を占めています。内訳は、非金属鉱や鉄鉱石などの無機性資源が 2,546 万トンで 52 %、石油や石炭などの化石原燃料が 2,031 万トンで 42 %、木材や肥料などの有機性資源が 289 万トンで 6 % となっています。化石原燃料のうち、火力発電用の石炭消費量が 1,042 万トンで約 5 割を占めています。福島県の天然資源等の投入量は、平成 12 年度の全国値 1,912 百万トンと比べると 2.5 % に相当します。

「循環」の特徴

再生資源の投入量は 531 万トンで、資源投入の総量に占める割合 (= 循環利用率) は 9.8 % となっています。この割合は、平成 12 年度の全国における循環利用率 10.0 % と比べるとほぼ同じ水準です。再生資源の内訳では、動物のふん尿の 177 万トン (33 %) とがれき類の 160 万トン (30 %) が大きな割合を占めています。福島県の循環利用量は、平成 12 年度の全国値 213 百万トンと比べると 2.5 % に相当します。

「出口」の特徴

処理・処分される廃棄物は 714 万トンで、一般廃棄物が 80 万トン、産業廃棄物が 633 万トン (汚泥の含水量を除いた推定値) で、約 9 割が産業廃棄物です。最終処分として埋め立てられた量は合計 122 万トンで、資源投入の総量 5,397 万トンに対する比率は 2.3 % です。福島県の最終処分量は、平成 12 年度の全国値 57 百万トンと比べると 2.1 % となっています。また、福島県における最終処分量の資源投入の総量に占める割合 2.3 % は、平成 12 年度の全国値 2.7 % をやや下回っています。

物質フローの指標		福島県 (平成 12 年)	全国 (平成 12 年度)
入 口	A. 総物質投入量 (トン)	5,397 万	2,125 百万
	B. 天然資源投入量 (トン)	4,866 万	1,912 百万
循 環	C. 再生資源投入量 (トン)	531 万	213 百万
	D. 循環利用率 (%) (C / A)	9.8	10.0
出 口	E. 最終処分量 (トン)	122 万	57 百万
	F. 最終処分率 (%) (E / A)	2.3	2.7

ワングリ・マータイさんと福島県の交流

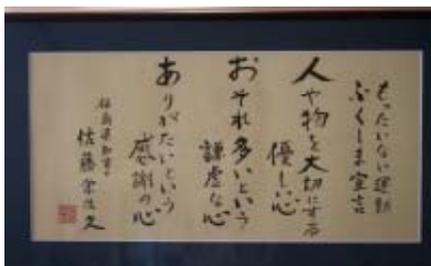
環境活動の世界の先導者であり、環境分野で世界初のノーベル平和賞を受賞したワングリ・マータイさんが平成18年2月14日に来県しました。

本県では、従来から「4R運動」を推進している福島県商工会連合会が、マータイさんの提唱する「もったいないキャンペーン」に共鳴し、マータイさんの来日の機会を捉えて本県への来訪を要請するとともに、県としても県民主体の「もったいない運動」を支援する立場から、マータイさんの来県を要請していたものが実現したものです。

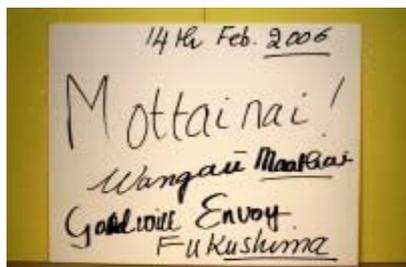
当日、福島市飯坂町において、福島市立飯坂小学校児童による「マータイさん来福記念種まき」が行われ、子供達とのふれあいの一時を過ごすとともに、県等が主催する「マータイさん来福記念シンポジウム」では、マータイさんがその場で揮毫した「Mottainai」の色紙が知事に、知事の「もったいない運動ふくしま宣言」の揮毫額がマータイさんにそれぞれ贈呈されました。また、県は、マータイさんの来県を記念して「国際交流特別親善大使」の認証制度を創設し、知事からマータイさんに本県初の「国際交流特別親善大使」の認証書を交付しました。

その後、マータイさんによる講演に続き行われたパネルディスカッションでは、環境分野の活動をしている県内の4団体の代表者からの活動の紹介とともに、マータイさんとの意見交換が行われ、充実した時間を過ごしました。

半日間の滞在でしたが、マータイさんの人柄と活動が、多くの人々に感動を与え、「もったいない運動」はもとより、様々な環境活動に取り組む県民や団体にとって大きな喜びとなり、また励みとなりました。



ワングリ・マータイさんに寄贈された
「もったいない運動ふくしま宣言」知事揮毫額



ワングリ・マータイさんが揮毫した
「Mottainai」色紙



「国際交流特別親善大使」認証書

福島でのマータイさん



国際交流特別親善大使の認証



マータイさんの講演



パネルディスカッション



来福記念種まき



レセプションでのマータイさんあいさつ



飯坂太鼓とマータイさん

福島県条例第 26 号（平成 17 年 3 月 25 日公布）

前 文

わたしたち人類の活動により生じる環境への負荷は、かつては、自然循環が有する浄化能力の範囲にとどまっていた。

しかしながら、科学技術の進歩などにより物的な豊かさを享受した一方、限りある地球の資源を大量に消費し、廃棄物を大量に排出するなど経済社会活動による環境への負荷を著しく増大させた結果、自然循環を阻害し、様々な環境問題を引き起こしてきた。

環境の世紀といわれる 21 世紀に生きるわたしたちは、地球の生態系の多様な機能に支えられていることを再認識し、その活動を地球環境に負荷を与えないような活動に転換していくことにより、本県の恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく必要がある。

このため、環境の保全を最優先し、環境への影響を未然に防止するとの基本的な考え方の下、これまでの大量生産型、大量消費型及び大量廃棄型の経済社会システムを変革することにより、豊かな自然をはじめとする本県の特性を生かした循環型社会を形成していかなければならない。

この循環型社会の形成には、わたしたち一人一人が、環境への負荷を低減する取組を自ら率先して実行するとともに、行政はもとより、県民、事業者、民間の団体等のあらゆる主体が幅広く連携しながら、県民総参加で取り組んでいくことが重要である。

その結果、22 世紀の本県では、これらの考え方が子、孫さらに将来の世代にまで引き継がれて、適正な資源循環が確保されるとともに、自然循環が健全な状態に保全され、自然と人が共生する循環型社会が形成されるものと確信し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、福島県環境基本条例（平成 8 年福島県条例第 11 号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 循環型社会 適正な資源循環が確保されること等により資源の消費及び廃棄物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会をいう。
- (2) 資源循環 物質が資源として自然界から採取され、原材料又は製品等として経済

社会活動に伴い循環することをいう。

- (3) 適正な資源循環 資源循環の過程において、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）としての処分をいう。以下同じ。）が確保されていることをいう。
- (4) 自然循環 物質が大気、水、土壌、生物等の間を循環することをいう。
- (5) 環境への負荷 福島県環境基本条例第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。
- (6) 廃棄物等 次に掲げる物をいう。

ア 廃棄物

イ 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品で現に使用されていないもの又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）

- (7) 循環資源 廃棄物等のうち循環的な利用が可能な物をいう。
- (8) 循環的な利用 再使用、再生利用及び熱回収をいう。
- (9) 再使用 循環資源を製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）又は循環資源の全部若しくは一部を部品その他製品の一部として使用することをいう。
- (10) 再生利用 循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。
- (11) 熱回収 循環資源の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。
- (12) 再生可能な資源 自然界において再生されることにより持続的な採取が可能な木材その他の資源をいう。
- (13) 再生不可能な資源 その量に限りがあり、持続的な採取が困難な原油、石炭その他の資源をいう。
- (14) バイオマス 動植物に由来する有機物であって資源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。
- (15) 地産地消 農林水産物又は製品等を当該農林水産物又は製品等の生産された地域又はこれに近接した地域で使用し、又は消費することをいう。

（自然循環の保全）

第3条 循環型社会の形成は、人間が生態系の多様な機能に支えられていること及びその生態系が自然循環の中で微妙な均衡を保つことによって成り立っていることにかんがみ、その均衡が環境への負荷によって損なわれることがないように自然循環が健全に保全されることを旨として行われなければならない。

(適正な資源循環の確保等)

第4条 循環型社会の形成は、有限な資源の過剰な消費及び大量の廃棄物の排出が自然界に大きな負荷を与えていることにかんがみ、再生可能な資源が持続的に再生可能な範囲で利用されること及び地域内でのその利用が促進されること、再生不可能な資源はその消費が抑制されること並びに技術的及び経済的に可能な範囲で適正な資源循環を確保することを旨として行わなければならない。

(心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換)

第5条 循環型社会の形成は、その実現が心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換が図られることによりなされるものであることにかんがみ、すべてのものがその活動による環境への負荷を低減するよう努めることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第6条 県は、前3条に定める循環型社会の形成についての基本理念(以下「循環の理念」という。)にのっとり、循環型社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、循環の理念にのっとり、循環型社会の形成に関し、市町村が当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、循環の理念にのっとり、第1項の施策の実施に当たり、県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「県民等」という。)並びに市町村等と緊密な連携を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、循環の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減を図り、自然循環が健全に保全されるよう努めなければならない。

2 事業者は、循環の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源については、自らの責任において適正な処分をする責務を有する。

3 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、循環の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、及びその適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、循環の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、

県が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第8条 県民は、循環の理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減を図り、自然循環が健全に保全されるよう努めなければならない。

2 県民は、循環の理念にのっとり、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、及び製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県民は、循環の理念にのっとり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、県が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

(適切な役割分担及び超学際的な連携等)

第9条 循環型社会の形成は、県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で不可欠なものであることにかんがみ、その実現のために必要な措置がすべてのものの適切な役割分担及び超学際的な連携(課題の解決に向けて、様々な主体が多様な知恵を結集し、領域を超えて幅広く連携することをいう。) の下に自主的かつ積極的に行われ、かつ、当該措置に要する費用がこれらのものにより適正かつ公平に負担されることを旨として行われなければならない。

第2章 循環型社会形成推進計画

第10条 知事は、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、循環型社会の形成に関する計画(以下「循環型社会形成推進計画」という。) を定めなければならない。

2 循環型社会形成推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 循環型社会の形成に関する基本方針

(2) 循環型社会の形成に関する施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、循環型社会形成推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、福島県環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、循環型社会形成推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、循環型社会形成推進計画の変更について準用する。

6 循環型社会形成推進計画の見直しは、おおむね五年ごとに行うものとする。

第3章 循環型社会の形成に関する基本的施策

(森林の保全、整備等)

第11条 県は、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材の供給等の森林が循環型社会の形成に果たす多面にわたる機能(以下この条において「森林の有する多面的機能」という。) にかんがみ、森林を適正に保全し、及び整備するため、必要な措

置を講ずるものとする。

2 県は、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている林業の振興を図るため、林業を担う人材の育成及び確保、県産木材等の安定供給及び需要の拡大その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、県民が森林の有する多面的機能についての理解を深め、並びに県民等が自発的に行う森林の整備及び保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(持続性の高い農業生産方式の普及等)

第12条 県は、農業による環境への負荷を低減し、及び持続可能な農業の確立を図るため、持続性の高い農業生産方式(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第2条に規定する持続性の高い農業生産方式をいう。)の導入を促進し、並びにそれらを担う人材の育成及び確保を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、水源のかん養、自然環境の保全等の機能を有する農地を適正に保全し、及び整備するため、必要な措置を講ずるものとする。

(水産資源の適切な保存、管理等)

第13条 県は、水産資源の適切な保存及び管理を図るため、水産動植物の生育環境の保全及び改善並びにそれらを担う人材の育成及び確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(健全な水の循環を保全するための総合的な管理)

第14条 県は、水環境(水質、水量、水生生物、水辺地その他の水を取り巻く包括的な自然環境をいう。以下同じ。)が人間の活動によって著しく損なわれることなく、健全な水の循環が行われるよう、森、川、海等の環境が一体として保全されるようにするため、排水処理施設等の適正な整備等の促進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、水の効率的な利用により環境への負荷を低減するため、雨水の貯留又は浸透のための施設の整備を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、県民等が自発的に行う水環境の保全活動及び当該保全活動を目的とした河川流域における地域交流を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全)

第15条 県は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群が豊かな自然環境に恵まれた貴重な水資源であることにかんがみ、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環が保全されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(野生動植物の保護)

第16条 県は、生物の多様性を保全し、豊かな生態系を確保するため、環境の変化により減少しつつある野生動植物が保護されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(緑化の推進及び緑地の保全)

第17条 県は、自然循環が健全に保全されるよう、緑化の推進及び緑地の保全のため、必

要な措置を講ずるものとする。

(自然再生の推進)

第18条 県は、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すため、自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理する事業の推進に努めるものとする。

(県の工事等における健全な自然循環への配慮)

第19条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に係る工事等を行うに当たっては、環境への負荷の少ない工法を採用すること等により、自然循環が健全な状態に保全されるよう配慮するものとする。

(資源及びエネルギーの消費の抑制)

第20条 県は、資源及びエネルギーの消費の抑制を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(新エネルギー利用等の促進)

第21条 県は、新エネルギー利用等(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成9年法律第37号)第2条に規定する新エネルギー利用等をいう。)の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷を低減するための交通の円滑化)

第22条 県は、交通渋滞に伴うエネルギーの消費を抑制し、環境への負荷を低減するため、道路の改良、公共交通機関の利用の促進その他の交通の円滑化のために必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物等の発生の抑制及び循環資源の循環的な利用の促進)

第23条 県は、県民等及び市町村等が連携して行う廃棄物等の発生の抑制及び循環資源の循環的な利用に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、循環資源の循環的な利用を促進するため、循環資源を利用して製造された優良な製品の認定、当該認定を受けた製品の普及促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による循環型社会の形成への取組の促進)

第24条 県は、事業者による循環型社会の形成への取組を促進するため、情報の提供、循環型社会の形成に自ら努めていると認められる事業所の認定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境物品等への需要の転換の促進)

第25条 県は、県民等が物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。)を選択するよう促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境物品等への需要の転換を促進するため、物品及び役務の調達に当たっては、環境物品等を選択するよう努めるものとする。

(地産地消の促進)

第26条 県は、地産地消が環境への負荷の低減に資する面があることにかんがみ、県民等の地産地消を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

(バイオマス製品の使用の促進)

第27条 県は、バイオマスを原料とする製品(以下「バイオマス製品」という。)の使用が環境への負荷の低減に資する面があることにかんがみ、県民等のバイオマス製品の使用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(産業廃棄物の適正な処理)

第28条 県は、産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。)が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障の防止及び除去等)

第29条 県は、循環資源の利用又は処分に伴う環境の保全上の支障の防止及び除去並びに安全の確保を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等)

第30条 県は、循環型社会の形成について県民等の理解を促進するため、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第31条 県は、県民等が行う循環型社会の形成に関する自発的な活動の促進を図るため、人材の育成、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第32条 県は、循環型社会の形成に関する施策の策定及び実施に必要な調査を実施するものとする。

(科学技術の振興)

第33条 県は、循環型社会の形成に関する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

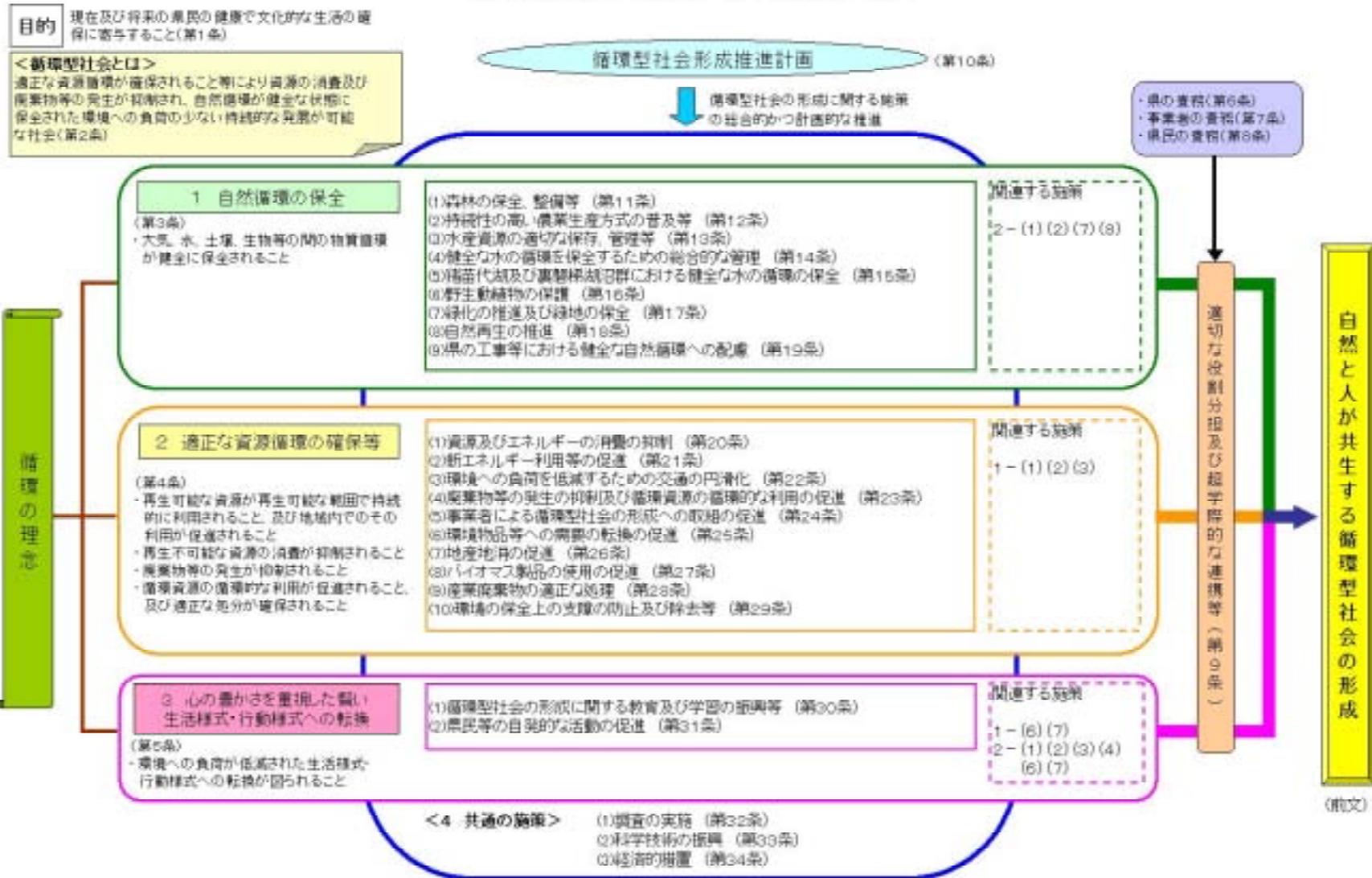
(経済的措置)

第34条 県は、循環型社会の形成に関する施策を実施するために必要な経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「福島県循環型社会形成に関する条例」体系図



参考資料 4

関連計画等

【総務部】

福島県森林環境税条例	平成17年	3月制定
福島県産業廃棄物税条例	平成17年	3月制定

【企画調整部】

福島県新長期総合計画「うつくしま21」 (計画期間 平成13～22年度)	平成12年	12月策定
福島県バイオマス総合利活用指針「うつくしまバイオマス21」 (計画期間 平成16～22年度)	平成16年	3月策定
地球と握手！うつくしま新エネビジョン (計画期間 平成16～22年度)	平成16年	3月策定
福島県超学際的取組み推進指針	平成16年	9月策定
福島県地産地消推進プログラム～地域経済循環の活性化へ～ (計画期間 平成17年度から概ね3年間)	平成17年	11月改定
福島県水資源総合計画「うつくしま水プラン」 (計画期間 平成13～32年度)	平成13年	3月策定

【生活環境部】

福島県環境基本条例	平成8年	3月制定
福島県生活環境の保全等に関する条例	平成8年	7月制定
福島県循環型社会形成に関する条例	平成17年	3月制定
福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例	平成14年	3月制定
福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例	平成15年	3月制定
福島県自然環境保全条例	昭和47年	10月制定
福島県立自然公園条例	昭和33年	4月制定
福島県野生動植物の保護に関する条例	平成16年	3月制定
福島県環境基本計画「うつくしま環境プラン21」 (計画期間 平成14～22年度)	平成14年	3月策定
福島県地球環境保全行動計画「アジェンダ21ふくしま」 (計画期間 平成8年度～)	平成8年	3月策定
福島県地球温暖化対策推進計画 (計画期間 平成10～22年度)	平成11年	3月策定 平成18年 3月改定
環境保全活動促進のための環境教育の推進に関する方針 (計画期間 平成10～22年度)	平成17年	3月策定

ふくしまエコオフィス実践計画 (計画期間 平成17～21年度)	平成17年	3月策定
福島県廃棄物処理計画 (計画期間 平成14～22年度)	平成14年	3月策定
福島県PCB廃棄物処理計画 (計画期間 平成18～26年度)	平成18年	3月改定 3月策定
福島県分別収集促進計画(第4期) (計画期間 平成18～22年度)	平成17年	8月策定
福島県水環境保全基本計画 (計画期間 平成 8～22年度)	平成 8年	3月策定
猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画 (計画期間 平成14～22年度)	平成14年	3月策定
福島県希少野生動植物保護基本方針	平成16年	10月策定

【商工労働部】

うつくしま産業プラン21 (計画期間 平成13～22年度)	平成13年	3月策定
うつくしま, ふくしま観光振興プラン (計画期間 平成13～22年度)	平成14年	2月策定

【農林水産部】

福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針	平成12年	4月策定
	平成18年	1月改定
福島県バイオマス総合利活用計画 (計画期間 平成16～22年度)	平成17年	3月策定
福島県農林業有機性資源循環利用計画 (計画期間 平成14～22年度)	平成15年	3月策定
うつくしま農業・農村振興プラン21 (計画期間 平成13～22年度)	平成13年	3月策定
第4次福島県水産業振興基本計画「うつくしま水産業プラン21」 (計画期間 平成13～22年度)	平成13年	3月策定
福島県第5次土地改良基本計画「うつくしま農村整備プラン21」 (計画期間 平成13～22年度)	平成13年	3月策定
うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21 (計画期間 ~22年度)	平成15年	1月策定

【土木部】

うつくしま建設プラン21 (計画期間 平成13～22年度)	平成13年12月策定
福島県全県域下水道化構想 (計画期間 平成7年～平成32年)	平成7年3月策定 平成16年4月改定

【教育庁】

第5次福島県長期総合教育計画「新世紀ふくしまの学び・2010」 (計画期間 平成13～22年度)	平成13年3月策定 平成17年12月改定
福島県の環境教育	平成18年1月策定

用語解説

あ

・ISO14001

国際標準化機構（ISO）の定める環境マネジメントシステムの規格のこと。企業などが、自主的、積極的に環境保全に向けた取組を計画し、実行し、点検し、見直すための規格で、認証を取得するには専門機関の審査が必要である。

・アイドリング・ストップ

自動車が走行していない時に、エンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）は、できるだけ止めること。不要なアイドリングをストップすることで、ガソリン等の燃料消費を抑えて、二酸化炭素等の発生を抑制し、地球温暖化防止に貢献することができる。

・うつくしま、エコ・リサイクル製品

本県内に事業所を有する方が、主として本県内で生じた廃棄物等を利用して本県内の事業所等で製造した優良な製品で、福島県が認定し利用を推進するもの。

・エコアクション21

広範な中小企業、学校、公共機関等に対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し報告する」ための方式として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく事業者のための認証・登録制度をいう。

・エコツーリズム

自然・歴史・文化等地域固有の資源を損なわない範囲で、自然観察や住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。1980年代後半、地球環境の保全意識の高まりとともに、環境保全について学ぶことも観光の重要な目的であるとの認識ができたこと、また、大衆による観光活動が自然環境を悪化させる一つの要因とみなされるようになったこと等を背景として出てきた。

・エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料や化学農薬の使用の低減を一体的に行う計画を作成し、県の認定を受けた農業者。

- ・ N G O (Nongovernmental Organization)

非政府組織。政府間の協定によらず創立された、民間の国際協力機構をいう。

- ・ N P O (Nonprofit Organization)

非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民や民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体をいう。

か

- ・ カスケード利用

資源を1回だけ利用するのではなく、使って性質が変わった資源や、使う際に出る廃棄物を新たな用途に使用する、というように、資源を段階的（カスケード）に活用すること。例えば、木質系バイオマスを利活用する場合、すぐに燃料等の利用を図るのではなく、まず柱や板を生産し、端材を紙やボードの原料として利用、製材段階で発生するオガ屑はきのこの菌床、樹皮は家畜敷料やたい肥、さらにペレット等に加工して燃料に利用し、その焼却灰は土壌改良材にするといった、段階的な利活用を行うこと。

- ・ 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

家庭で不用となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫の家電4品目について、家電メーカーに引取りとリサイクルを、小売業者に回収とメーカーへの引き渡しを、消費者にその費用負担を、という各々の役割分担を義務付けた法律。平成10年6月制定され、平成13年4月に完全施行された。

- ・ 環境アドバイザー

市町村、公民館又は各種団体等が主催する環境に関する講演会や研修会等に、その申請に基づき派遣するために県が委嘱している環境部門の第一線で活躍している県内の学識経験者等のこと。

- ・ 環境会計

環境業績を上げるのに要した費用を明確にするため、会計として計算しようとするものである。即ち、最小の費用で最大の環境業績を上げることが目標となる。

- ・ 環境報告書

企業等の事業者が、環境保全に関する方針・目標・行動計画、環境マネジメントに関する状況（環境会計、法規制遵守、環境適合設計その他）及び環境負荷の低減に向けた取組等について取りまとめ、一般に公表するもの。

- ・ グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

国が物品を購入する際には環境に配慮されたものを購入しなければならないとするも

ので、たとえば、再生紙のノートや低公害車等がある。地方公共団体は国に準ずるものとされ、民間は努力規定となっているが、民間でもISO 14001の認証取得企業では、グリーン調達基準を作成し、品質、価格、納期に加えて環境配慮を行うようになってきている。

- ・建設副産物

建設廃棄物（建設工事や解体工事の際に不要となるコンクリート塊、建設発生木材、廃プラスチックなど）および建設発生土（建設工事の際に搬出される土砂）の総称

- ・建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、建設廃棄物のうち、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の分別・リサイクルなどを定めた法律。平成12年5月制定、平成14年5月完全施行された。

- ・県民参加による「森林（もり）づくり運動」

本県の豊かな森林を将来にわたり質の高い緑の資源として保全し、森林と人との共生を実現するには、県民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、森林を県民全体で支える意識を広く醸成し、森林の恵みを受ける県民すべてが労力やアイデアなど様々な形で参画する、植林や保育など森林づくりの取組み。

- ・高度処理施設

アオコ等植物性プランクトンの増殖による水質汚染の原因となる、窒素又はりんへの除去能力を有する污水处理施設をいう。猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における良好な水環境を保全するためには、高度処理施設を整備し、生活排水を処理することが必要である。

のみ

- ・栽培漁業等

農作物の栽培と同様に、魚介類を人為的に育成しながら漁獲する漁業形態。本県では、ヒラメ、アワビ、ウニ等の人工種苗を放流し増殖場の造成等を行っている。

- ・資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用の促進を定めた法律。「再生資源利用促進法」を抜本的に改正し、名称を改め、平成12年5月に制定され、平成13年4月に施行された。

- ・自然再生事業

過去の社会経済活動等により損なわれた生態系やその他自然環境を取り戻すことを目的とした事業。良好な自然環境を積極的に維持する行為としての「保全」、損なわれた

自然環境を取り戻す行為としての「再生」、自然環境が失われた地域の自然生態系を取り戻す行為としての「創出」、再生された自然環境の状況をモニタリングし、長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為としての「維持管理」等を行う。

- ・自然循環

物質が大気、水、土壌、生物等の間を循環することをいう。

- ・自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

使用済み自動車から出る部品等を回収してリサイクルしたり適正に処分することを自動車メーカーや輸入業者等に義務付ける法律。平成14年7月制定、平成17年1月完全施行。リサイクル、適正処分の対象となるのは、エアコンに使われるフロン、シュレッダーダスト（破碎くず）、エアバッグの3種類。リサイクル費用は自動車の所有者が負担し、新車の購入時等に支払う。

- ・循環型社会

適正な資源循環が確保されること等により資源の消費及び廃棄物等の発生が抑制され自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会をいう。

- ・食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残し等の「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者等に食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。平成12年6月制定、平成13年5月完全施行。食品廃棄物を年間100t以上出す製造業者、小売業者、飲食業者等に対して、平成18年度までに食品廃棄物の排出量の20%を減らしたり、肥料や飼料等にリサイクルするよう義務付けた。

- ・森林の有する多面的機能

森林は極めて多くの機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっている。日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」では、森林には、生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止機能・土壌保全機能、水源かん養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、物質生産機能があるとされている。

- ・生態系の多様な機能

生態系とは、植物、動物、微生物およびそれらを取り巻く非生物的要素（土壌、水、空気等）から成り立っているものであり、それらの要素が物質循環やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し、動的に複合したものである。これらの生態系の食物連鎖等における物質循環やエネルギーの流れといった複雑な機能に、人間は支

えられている。

- ・生分解性プラスチック

土の中に埋めると微生物によって水と二酸化炭素に分解されるプラスチック。トウモロコシ、ジャガイモ、サツマイモ等のでんぷんを発酵させてできるポリ乳酸から作られる。

- ・ゼロ・ウェイスト

「ゼロ・ウェイスト」は通常「ごみゼロ」と訳されるが、本来「ウェイスト」は英語で「waste」と書き、「ごみ」だけにとどまらず、「無駄・浪費」という意味も持ち合わせている。すなわち、「ゼロ・ウェイスト」とは、「ごみ・浪費・無駄をなくす」ということも意味する。

た

- ・地産地消

農林水産物又は製品等を当該農林水産物又は製品等の生産された地域又はこれに近接した地域で使用し、又は消費することをいう。

- ・中山間地域等直接支払制度

耕作放棄地等の増加等により、多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、協定締結した集落等へ交付金を直接支払いすることにより、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図る制度。

- ・中水利用

水道水を使い終わった後にそのまま下水道に流すのではなく、処理して再利用すること。水質や使い方が上水と下水の真ん中にあることから「中水」と呼ばれており、水洗トイレ用水、洗車用水などに利用される。雨水をトイレ用水などに用いる場合も中水利用と呼ばれる。

- ・低公害車

天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車のいずれかに該当する自動車のことをいう。

- ・特定希少野生動植物

福島県野生動植物の保護に関する条例の規定により、県内に生息又は生育する希少野生動植物のうち、捕獲や採取、開発等人為による影響やその他の理由により、存続に著しい支障をきたす事情が生じている種を特定希少野生動植物として指定している。

特定希少野生動植物に指定された種は、特別の場合を除いて捕獲等が禁止される。

- ・ 特別緑地保全地区

緑地保全地域と同様の意義がある地域が指定され、現状維持的な規制がかかる地域

- ・ 特用林産物

森林原野において産出されてきた産物で、通常林産物と称するもののうち、一般用材を除く品目の総称。

な

- ・ 中食（なかしょく）

レストラン等における食事「外食」と家庭での手作りの食「内食」の中間にあたる食の形態で、具体的には、惣菜や弁当等の調理済みの食品を買ってきて食事をするをいい、パン等も中食になる。

- ・ 生ごみの自家処理

コンポスト容器等により家庭でたい肥化をすること。家庭から出るごみの約4割を占める生ごみは、容易にたい肥化が可能であり、ごみ減量化の効果が期待できるため、県内の約6割の市町村では補助金等を交付して普及を図っている。

- ・ 農業用使用済みプラスチック

農業生産に伴って排出されたプラスチックフィルムのこと。ビニールハウスで使用されたビニール、土の表面を被覆し野菜を育てるマルチ栽培に使用されたポリエチレンフィルム、ビニール製の堆肥袋などがある。

- ・ 農地の流動化

賃貸や売買等により、地域の担い手となる農家等へ農地を集めることをいう。

- ・ ノーマイカーデー

福島都市圏において、朝夕の渋滞緩和やCO₂等の増加による環境への負荷の低減を図ることや省エネルギーや個人の健康の増進等を目的とし、毎月1日（土・日祝日の場合は翌月曜日）に実施。普段車通勤をしている方々に協力をいただき、電車やバス、自転車、徒歩、車の相乗りによる通勤に切り替えてもらう日で、県は参加協力事業所となっている。

は

- ・ バイオマス

生物に由来する再生可能な有機資源で、石油等の化石資源を除いたものをいう。（例

えば、木材やわら・もみ殻、家畜排せつ物や生ごみなど)

バイオマスを燃焼させたときに発生する二酸化炭素は、もともと植物が生長するときに吸収・固定したものであるため、バイオマスを燃焼させても、地球規模での二酸化炭素のバランスを崩すことがない。

・ P D C A サイクル

プロジェクトの実行に際し、「計画をたて (Plan)、実行し (Do)、その評価 (Check) にもとづいて改善を行う (Action)」という行程を継続的に繰り返す仕組みのことをいう。

P D C A サイクルの特徴は、プロジェクトを流れて捉え、評価を次の計画に活かしてプロジェクトをより高いレベルにもっていくことにある。

・ 標準的な分別収集方法

容器包装廃棄物を排出する住民が、誰でも、簡単に、分かりやすく分別し、さらには容器包装廃棄物を再商品化・再資源化するための品質を確保することを目的として、本県の全市町村で標準的、共通的に実施可能なようにまとめられた、ごみの分別収集の方法。本県では、平成 17 年度に各市町村にひな形が配布され、今後、各市町村の実態に応じた広報・啓発が図られる予定。

・ 風致地区

都市計画区域のうち、自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画、また、都市環境の保全を図るため、風致の維持を図ることが必要な地区であって、市町村が都市計画に定めた地区。

・ 物資フロー

物質フロー会計ともいう。区域及び期間を区切って、当該区域への物質の総投入量、区域内での物質の流れ、区域外での物質の総排出量を集計したもの。資源生産性等の指標を算定する基礎となる。本計画では、県という区域で集計しているが、国や企業等を単位として集計することが可能。

4/6

・ 緑の少年団

次代を担う青少年を対象に、緑を愛し守る心を育むことを目的とし、学習活動、奉仕活動、レクリエーション活動を柱にそれぞれの地域で取組みを展開している。

・ 緑の文化財

県民に親しまれ愛され、地域の風俗、習慣等に結びついた樹木、樹林やその周辺緑地であり、知事が登録したもの。

- ・木質バイオマス

バイオマスのうち木材からなるもの。特に、伐採後搬出されず林内に残される木材、製材工場等で発生する樹皮や鋸屑、街路樹の剪定枝等はエネルギーとしての有効利用が期待されている。

や

- ・野生動植物保護サポーター制度

野生動植物の保護にあたっては、県民が自主的に参画することが重要であるため、野生動植物の保護に意欲と知識を有する県民をサポーターとして登録し、ボランティアで保護活動を行ってもらう制度。主な活動内容としては、野生動植物の情報を県へ提供することや各種自然保護活動への協力等がある。

- ・有機性資源

生物に由来する資源で、生物学的分解によって環境の中に安全に還元していくことが可能であり、かつ再び有用な資源として再生することが可能なもの。家畜ふん尿、稲わら、生ごみなど。

- ・容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律。平成7年6月制定、平成12年4月完全施行。消費者は容器包装ごみの分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、製造者をあわせた3者の役割分担により容器包装ごみのリサイクルを促進することが目的である。

- ・溶融スラグ

焼却灰等の廃棄物を燃焼熱や電気から得られた熱エネルギー等により超高温下(1,200以上)で加熱、燃焼させ、無機物を溶融した後に冷却したガラス質の固化物。

ら

- ・緑地保全地域

都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、都市緑地保全法の規定により市町村がその区域を定めた緑地。神社、寺院等が一体となって文化的意義を有する緑地、動植物の生息地または生育地として保全が必要な緑地等が指定され、比較的緩やかな規制のかかる地域。